



宇城市
第3期障がい者計画

平成30年3月

熊本県宇城市

✿表紙について

平成 28 年度くまもと障がい者芸術展「ハートウィーク賞」受賞作品
作者は、北島 宣夫さん（宇城市手をつなぐ育成会 会員）です。

市長あいさつ

宇城市では、平成24年3月に「第2期障がい者計画」、平成27年3月に「第4期障がい福祉計画」を策定し、障がい者及び障がい児が、基本的人権のもと日常生活又は社会生活を営むことができるように必要な支援を行うとともに、障がいの有無によって分け隔てられることのない社会の実現に向けて障がい者施策を推進してまいりました。



計画策定後、障がいのある方を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取り組みや、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス等の充実が求められているところです。

今回策定しました「宇城市第3期障がい者計画」においては、「誰もが地域でともに生き・支え合い 参画できる 福祉のまち 宇城市」を基本理念にかかげ、共生社会の実現を目指すとともに、誰もが住みやすさを実感できる「福祉のまち」の実現に向けて、「人にやさしいまちづくりの推進」「個人としての尊厳の尊重」「自立に向けた生活支援の充実」「地域における社会参加の促進」を施策の方向性に定めており、障がいのある方と関係機関、事業者、行政が連携を図りながら、具体的に取り組んでまいり所存です。また、同時期に策定した「宇城市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」に基づいて、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス等について、事業者等と連携して計画的な提供を図る所存です。

計画の実施にあたっては、障がいのある方が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加でき、自己実現できるよう、市民の皆様のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定に参画していただきました審議会の委員の皆様、及び、ワークショップなどで貴重なご意見・ご提言をいただきました関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

宇城市長 守田 憲史

目 次

総 論	1
第1章 計画策定の趣旨	3
1. 計画策定の背景・目的	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間	4
4. 計画の策定方法	5
第2章 障がい者福祉施策の動向	6
1. 国の施策動向	6
第3章 障がい者等の状況	8
1. 宇城市の人口・世帯数	8
2. 宇城市の障がい者等の状況	10
3. 福祉サービス利用の状況	22
4. 障がい者施策に関する意識調査	25
5. 前期計画の施策実施状況評価	38
第4章 課題整理	39
第5章 計画の基本的な考え方	41
1. 基本理念	41
2. 施策の方向性	41
3. 計画の体系	42
各 論	43
第6章 分野別施策	45
1. 生活環境の整備	45
2. 情報アクセシビリティの向上	49
3. 防災・防犯等の推進	51
4. 差別の解消及び権利擁護の推進	55
5. 行政等における配慮の充実	60
6. 生活支援	62
7. 保健・医療の推進	66
8. 教育の振興	70
9. 雇用・就業、経済的自立の支援	74
10. 生涯学習、文化芸術活動・スポーツの振興	78

第7章 計画の推進体制.....	82
1. 計画の推進体制.....	82
2. 計画推進のためのネットワーク構築.....	82
3. 広報・啓発活動の推進.....	82
4. 進捗状況の管理及び評価.....	83
資料編.....	85
宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会設置要綱.....	86
宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会名簿.....	87
策定経緯.....	88

総論

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・目的

宇城市では、平成23年度に「宇城市第2期障がい者計画 第3期障がい福祉計画」、平成26年度に「宇城市第4期障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人が、地域で安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、総合的に障がい者施策を展開しています。

近年、高齢化の進行や社会情勢の変化等により、障がいのある人及びその介護者が高齢化し、障がいの重症化・重複化等が進行する一方で、障がいのある人の自立に向けた生活や就労支援、社会参加に対する環境整備も進められてきています。

このような中で、国は「障害者基本法」の改正を行い、平成23年8月5日に公布、施行されました。また、「地域における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律」が平成25年4月1日に施行され、これまでの「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に改正されました。

これらの状況を踏まえ、ノーマライゼーション¹の理念の下、自立した日常生活及び社会活動への参加の実現に向けた障がい者福祉の増進を図ることを目的に、「宇城市第3期障がい者計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

● 「障がい」の表記について

本計画においては、障がいのある方の人権を尊重するとともに、ノーマライゼーションに対する市民の意識醸成の取組の一つとして、「害」をひらがなで表記しています。
なお、法令や固有名称、固有名詞においては従来 of 表記とします。

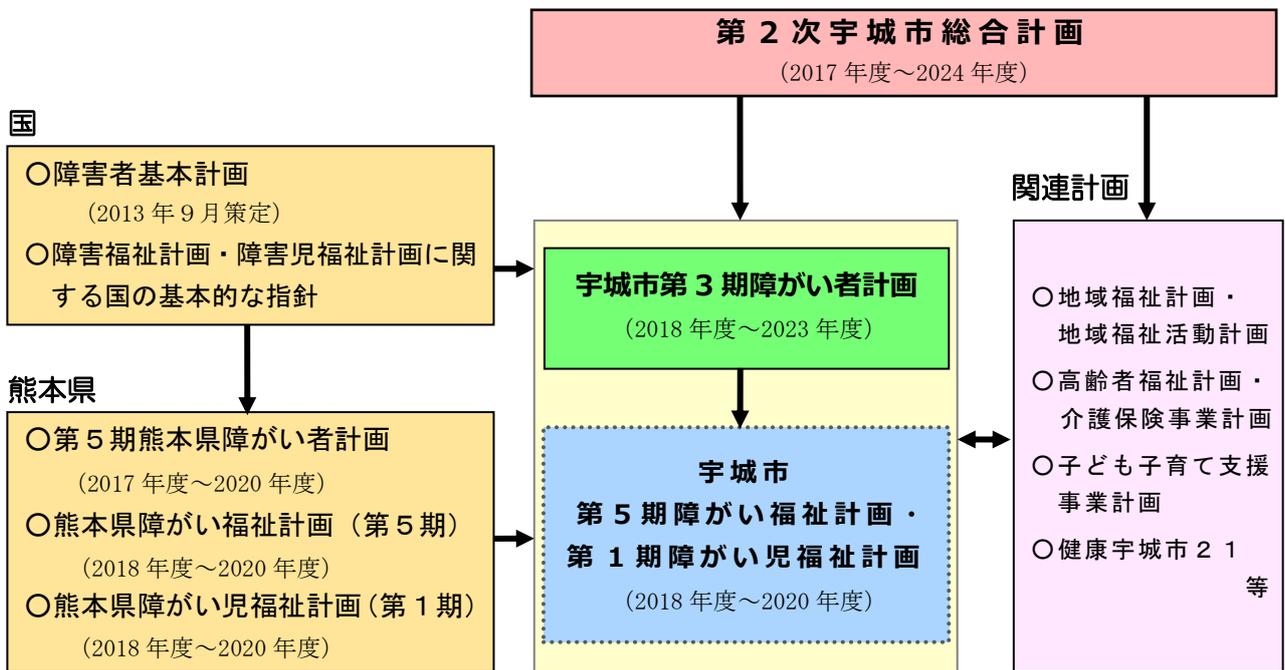
¹ ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという理念。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」であり、「第2次宇城市総合計画」（平成29年3月策定）を上位計画として、本市における障がい者施策に関する基本的な計画として策定するものです。

熊本県の「第5期熊本県障がい者計画」を踏まえながら計画の策定を行います。

■ 計画の位置づけ



3. 計画期間

「宇城市第3期障がい者計画」は、2018年度から2023年度までの6年間を計画期間とします。

■ 計画期間

計画名	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019	2020	2021	2022	2023	2024
宇城市総合計画			第2次							
宇城市障がい者計画	第2期(H24～)		第3期							
宇城市障がい福祉計画	第4期		第5期							
宇城市障がい児福祉計画			第1期							

4. 計画の策定方法

本計画は、「第2次宇城市総合計画」と整合性を図りながら、「障がい者アンケート」(以下、「アンケート」という。)
「障がい者団体等ヒアリング」「ワークショップ」「事業所アンケート」の結果を踏まえ、学識経験者や障がい者団体等から構成された「宇城市障がい者計画・障がい福祉計画策定審議会」において検討し、住民の意見を反映し策定しました。

第2章 障がい者福祉施策の動向

1. 国の施策動向

本市では、平成23年度に策定された「宇城市第2期障がい者計画」に基づき、障がい者施策に取り組んできましたが、その後、障がい者福祉制度について大幅な改正が行われています。

1) 障害者総合支援法の施行

平成25年4月に障害者自立支援法が障害者総合支援法へ改正され、制度の谷間のない支援を提供する観点から難病等を障がい者の定義に加え、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障がい福祉サービス等を利用できるシステムへの移行などが進められています。

2) 障害者虐待防止法の制定

平成23年6月に、「障害者虐待の防止、障害者の擁護等に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、障がい者虐待の防止のための法整備が図られました。

平成24年10月1日から国や市町村、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のために責務が課され、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人への通報義務が課されています。

3) 障害者雇用促進法の制定

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、精神障がい者の雇用が、身体障がい者、知的障がい者と同様に義務化され、障がい者の法定雇用率の算定基礎に加えることになっています。（平成30年4月施行）

また、雇用の分野における障がい者に対する差別的取り扱いの禁止や、事業主に対し、障がい者が職場で働くにあたって支障とならないように改善を図ることが義務付けられました。

4) 障害者差別解消法の制定

「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25年6月に成立し、「障害者基本法」第4条に規定された「差別の禁止」を具体的に規定したものとして、「行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の禁止」などが規定されています。（平成28年4月施行）

5) 障害者権利条約の批准

我が国は、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を平成26年1月20日に批准しました。

この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のために措置を規定しています。主な内容は、障がいに基づくあらゆる差別（合理的配慮²の否定を含む）の禁止、障がい者が社会に参加し、包容されることを促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等となっています。

このことにより、我が国においても障がい者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化され、人権尊重についての国際協力が期待されています。

6) 障害者優先調達推進法の制定

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」は、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済的自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されています。（平成25年4月施行）

7) 発達障害者支援法の改正

発達障害者支援法は、発達障がい者の障がいの定義に社会的障壁を加え、発達障がいへの理解を促進し、生活全般にわたる支援を促進するために、平成17年4月に施行されましたが、障がいの有無によって分け隔てられない共生社会の実現を目的に、保護者への相談・情報提供及び助言、教育や就労支援、地域での生活支援、発達障がい者の家族等への支援等を拡充した改正が行われました。

（平成28年8月施行）

8) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

障害者総合支援法及び児童福祉法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービス基盤の計画的整備等を規定した改正が行われました。（平成30年4月施行）

これにより、「障害児福祉計画」の策定が市町村に義務付けられました。

²合理的配慮：障がいのある人の人権が、障がいのない人と同じように保証されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるように配慮されること。障害者権利条約の定義では、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。

第3章 障がい者等の状況

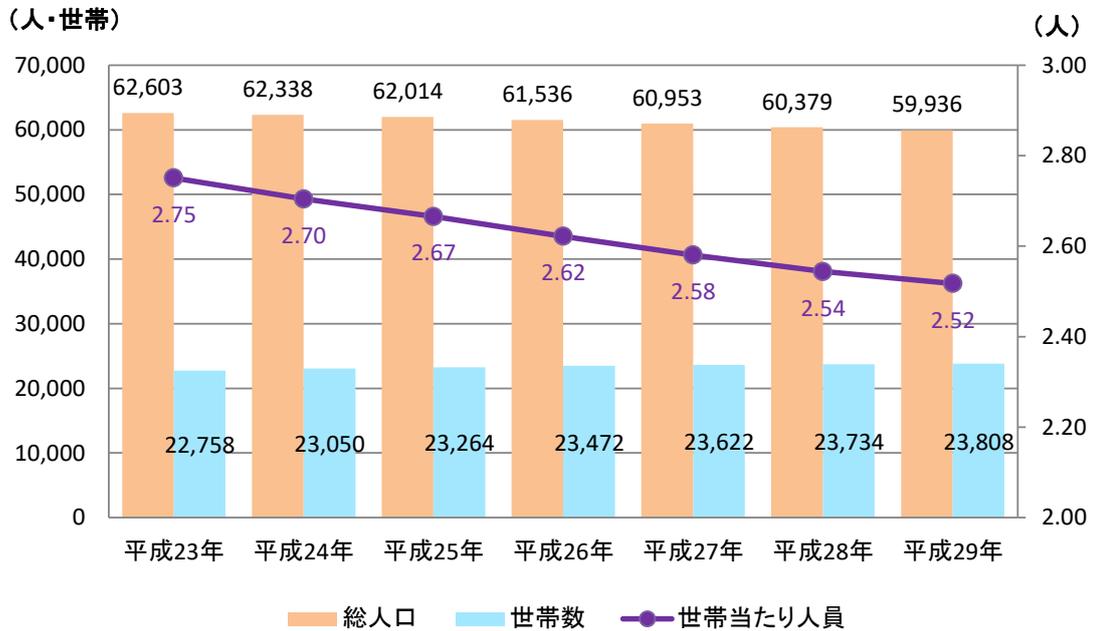
1. 宇城市の人口・世帯数

(1) 総人口・総世帯数の推移

本市の総人口は平成29年6月1日現在で59,936人であり、年々減少しています。

総世帯数は年々増加していますが、世帯当たり人員は減少しています。

■ 総人口・世帯数の推移



(単位：人)

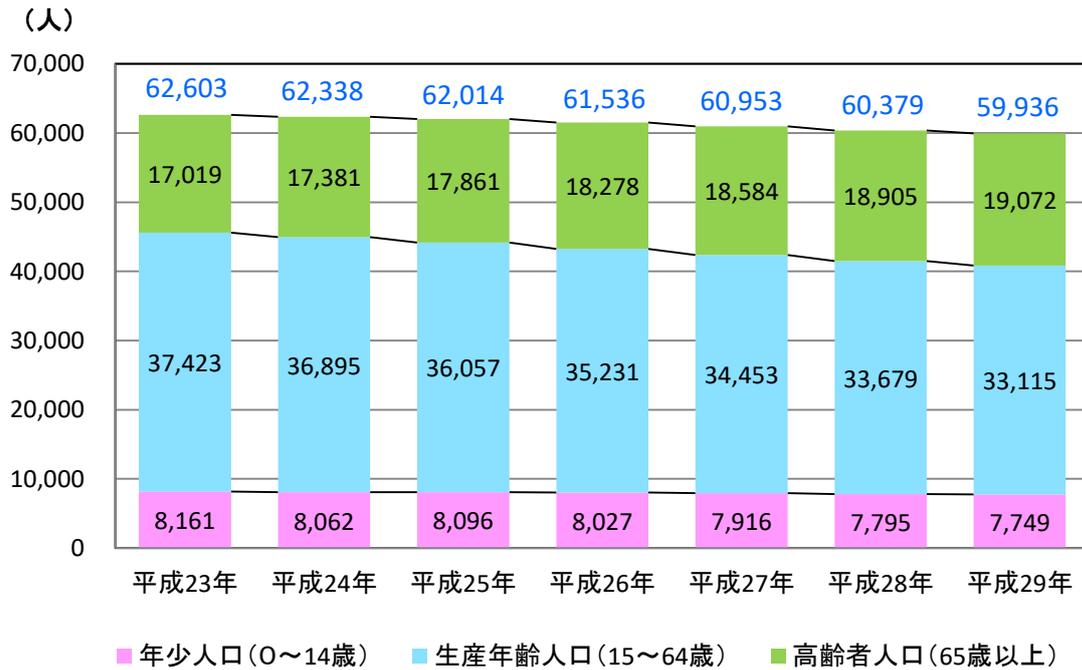
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	62,603	62,338	62,014	61,536	60,953	60,379	59,936
世帯数(世帯)	22,758	23,050	23,264	23,472	23,622	23,734	23,808
世帯当たり人員	2.75	2.70	2.67	2.62	2.58	2.54	2.52

資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）は年々減少し、高齢者人口（65歳以上）は年々増加しています。平成29年6月1日現在で高齢化率は31.8%となっており、3割を超えています。本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。

■ 年齢3区分別人口の推移



(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
年少人口 (0～14歳)	8,161	8,062	8,096	8,027	7,916	7,795	7,749
構成比	13.0%	12.9%	13.1%	13.0%	13.0%	12.9%	12.9%
生産年齢人口 (15～64歳)	37,423	36,895	36,057	35,231	34,453	33,679	33,115
構成比	59.8%	59.2%	58.1%	57.3%	56.5%	55.8%	55.3%
高齢者人口 (65歳以上)	17,019	17,381	17,861	18,278	18,584	18,905	19,072
構成比	27.2%	27.9%	28.8%	29.7%	30.5%	31.3%	31.8%
総人口	62,603	62,338	62,014	61,536	60,953	60,379	59,936

資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

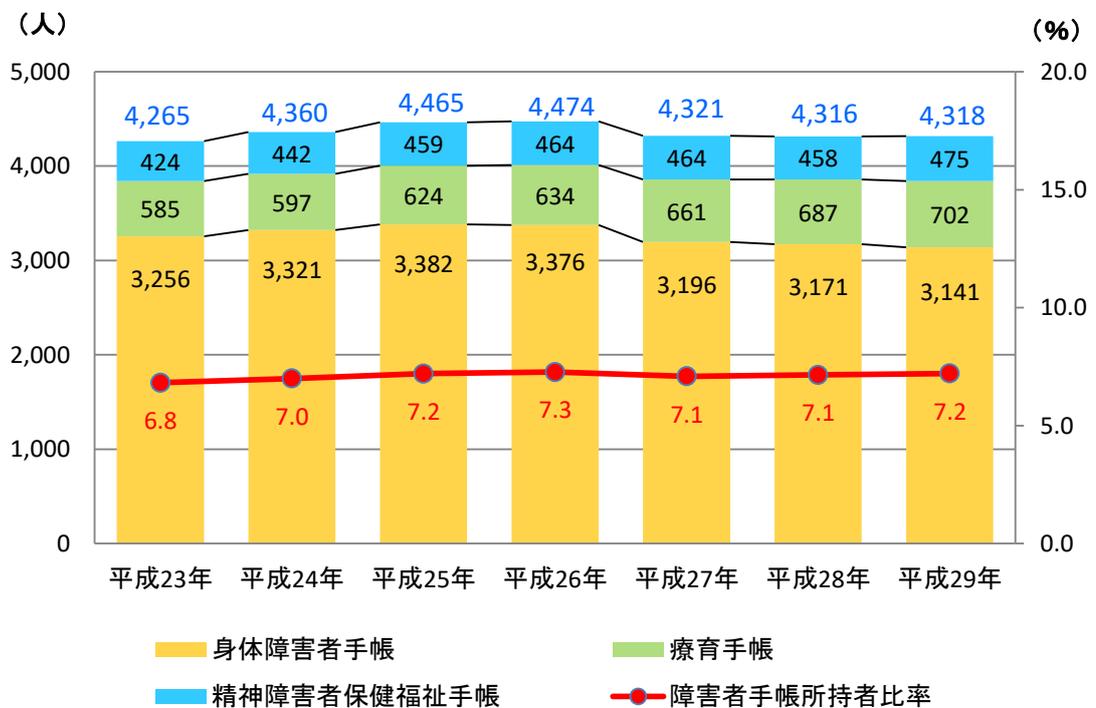
2. 宇城市の障がい者等の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、平成29年6月1日で4,318人となっており、総人口に占める障害者手帳所持者の比率は、7.2%となっています。

三障がいの中で最も多いのは身体障がい者ですが、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。平成23年からの6年間で、療育手帳所持者数は117人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は51人増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障害者手帳	3,256	3,321	3,382	3,376	3,196	3,171	3,141
療育手帳	585	597	624	634	661	687	702
精神障害者保健福祉手帳	424	442	459	464	464	458	475
障害者手帳所持者数 合計	4,265	4,360	4,465	4,474	4,321	4,316	4,318
障害者手帳所持者比率	6.8%	7.0%	7.2%	7.3%	7.1%	7.1%	7.2%

資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

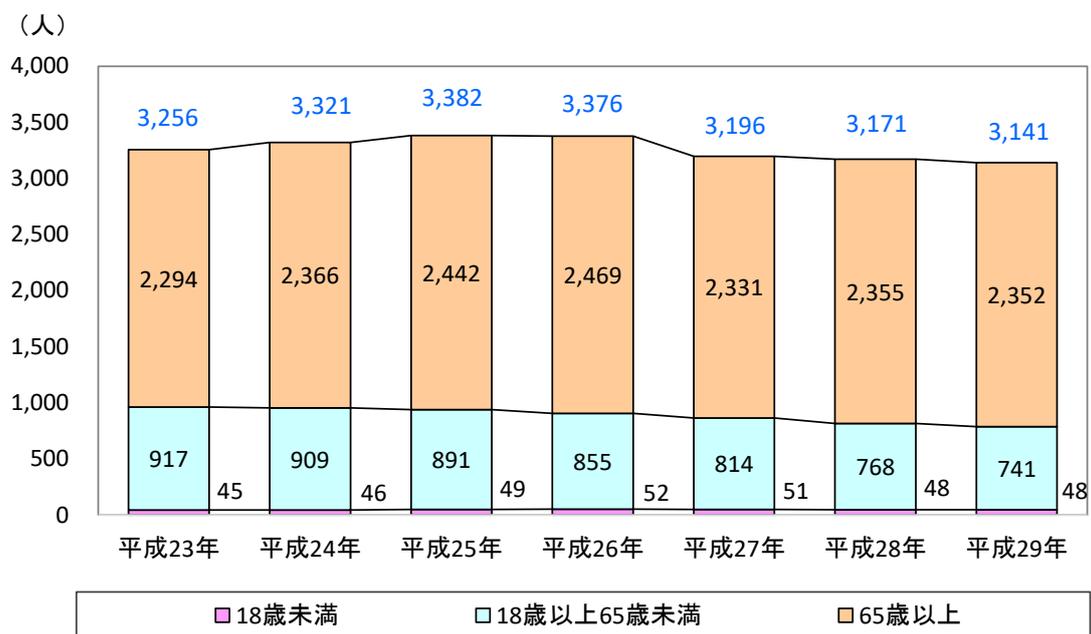
(2) 身体障がい者の状況

① 年代別身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳所持者数は平成25年まで増加していましたが、その後減少しています。

年代別にみると、18歳以上65歳未満は減少していますが、65歳以上では平成26年までは増加傾向となっており、その後減少しています。

■ 年代別身体障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	45	46	49	52	51	48	48
18歳以上65歳未満	917	909	891	855	814	768	741
65歳以上	2,294	2,366	2,442	2,469	2,331	2,355	2,352
合計	3,256	3,321	3,382	3,376	3,196	3,171	3,141

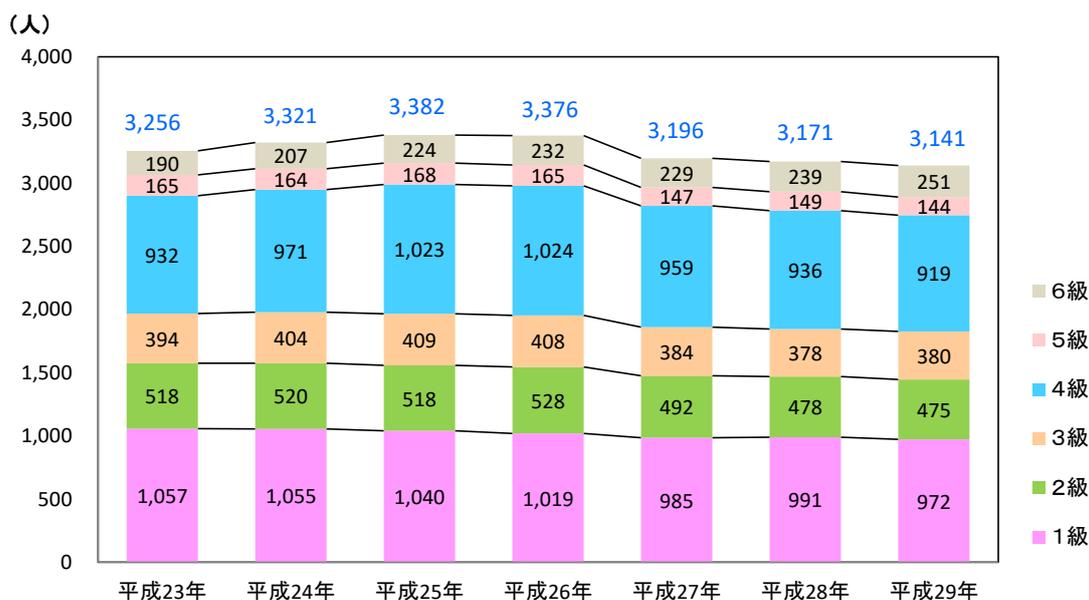
資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

② 等級別身体障害者手帳の所持者数

等級別身体障害者手帳所持者数は、1級が最も多く平成29年では972人、次いで4級が919人となっています。

平成23年からの6年間で増加しているのは、等級が最も軽い6級で、61人の増加となっています。

■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	1,057	1,055	1,040	1,019	985	991	972
2級	518	520	518	528	492	478	475
3級	394	404	409	408	384	378	380
4級	932	971	1,023	1,024	959	936	919
5級	165	164	168	165	147	149	144
6級	190	207	224	232	229	239	251
合計	3,256	3,321	3,382	3,376	3,196	3,171	3,141

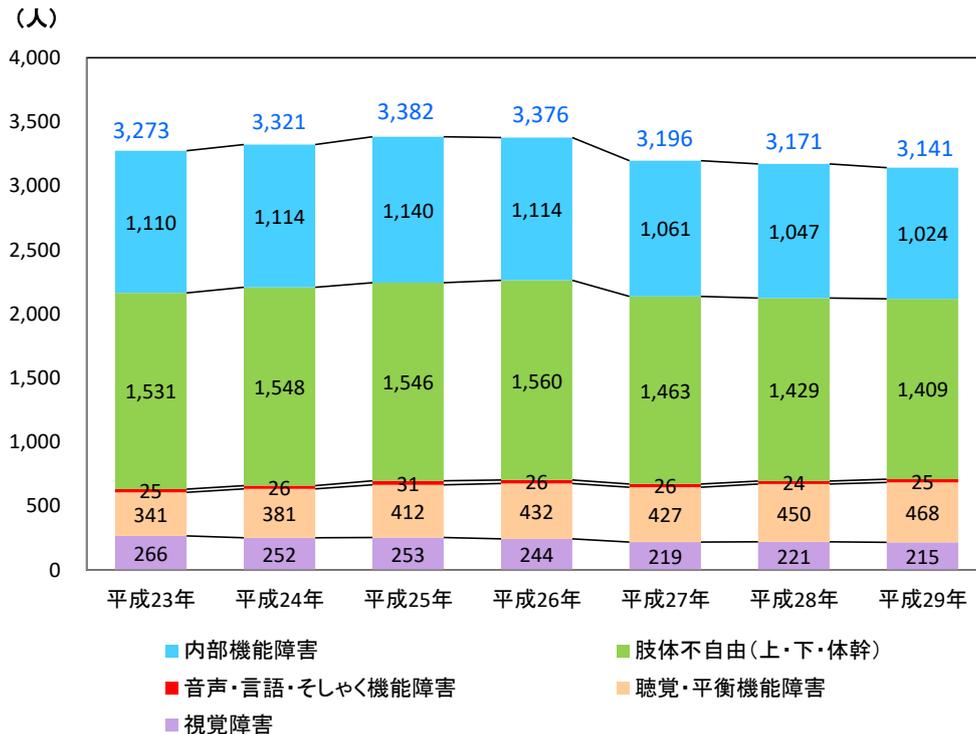
資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

③ 障害部位別身体障害者手帳の所持者数

障害部位別身体障害者手帳所持者数は、肢体不自由（上・下・体幹）が最も多く、平成29年では1,409人となっており、全体の44.9%を占め、次いで内部機能障害が1,024人となっており、全体の32.6%を占めています。

平成23年からの6年間で、聴覚・平衡機能障害が127人増加しています。

■ 障害部位別身体障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
視覚障害	266	252	253	244	219	221	215
聴覚・平衡機能障害	341	381	412	432	427	450	468
音声・言語・そしゃく機能障害	25	26	31	26	26	24	25
肢体不自由(上・下・体幹)	1,531	1,548	1,546	1,560	1,463	1,429	1,409
内部機能障害	1,110	1,114	1,140	1,114	1,061	1,047	1,024
計	3,273	3,321	3,382	3,376	3,196	3,171	3,141

資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

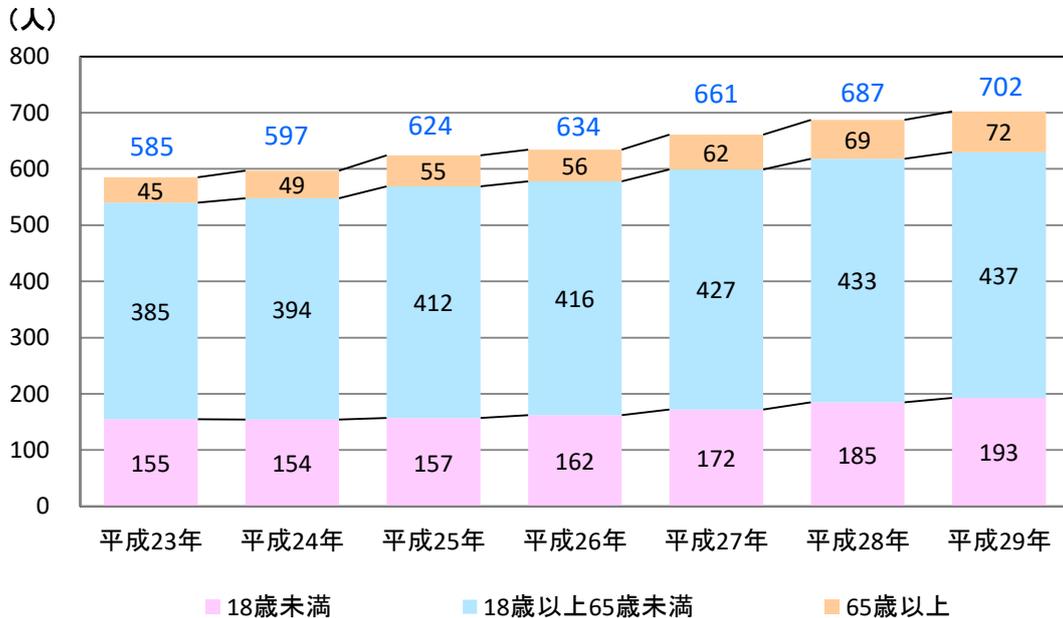
(3) 知的障がい者の状況

① 年代別療育手帳の所持者数

知的障がい者は、知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人をいい、A判定（最重度・重度）とB判定（中度・軽度）に大別されます。

本市の療育手帳所持者数は、平成23年の585人から平成29年には702人と、6年間で117人増加しています。また、全ての年代で増加しています。

■ 年代別療育手帳所持者数の推移



(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	155	154	157	162	172	185	193
18歳以上65歳未満	385	394	412	416	427	433	437
65歳以上	45	49	55	56	62	69	72
合計	585	597	624	634	661	687	702

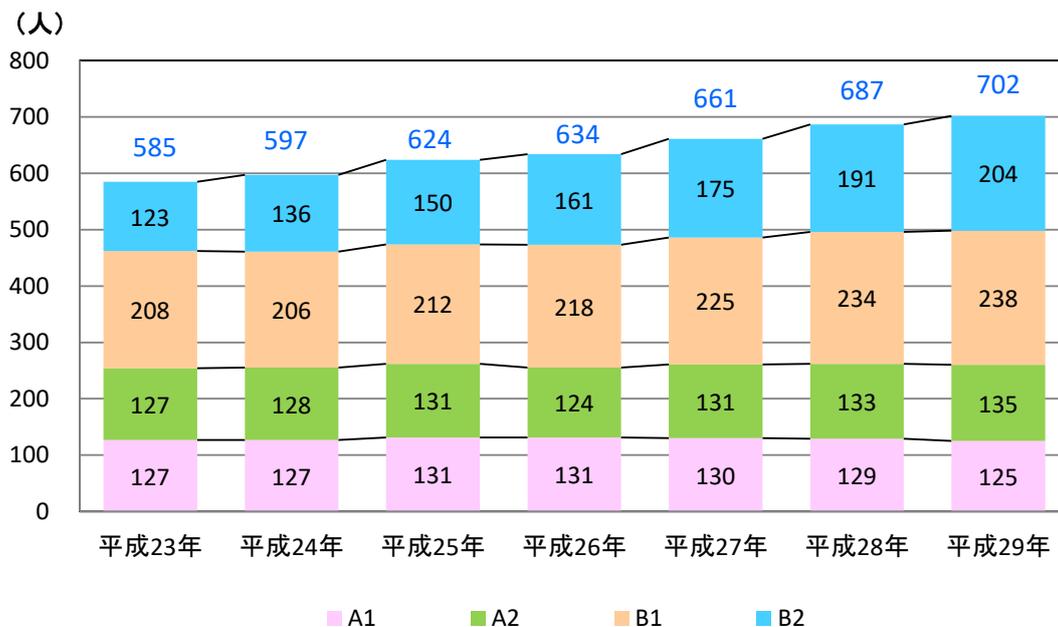
資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

② 障害等級別療育手帳の所持者数

障害等級別にみると、平成29年で最も多いのはB1（中度）となっています。

B2（軽度）は、平成23年の123人から平成29年では204人と81人増加しており、大幅な増加となっています。

■ 障害等級別療育手帳所持者数の推移



(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
A1	127	127	131	131	130	129	125
A2	127	128	131	124	131	133	135
B1	208	206	212	218	225	234	238
B2	123	136	150	161	175	191	204
合計	585	597	624	634	661	687	702

資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

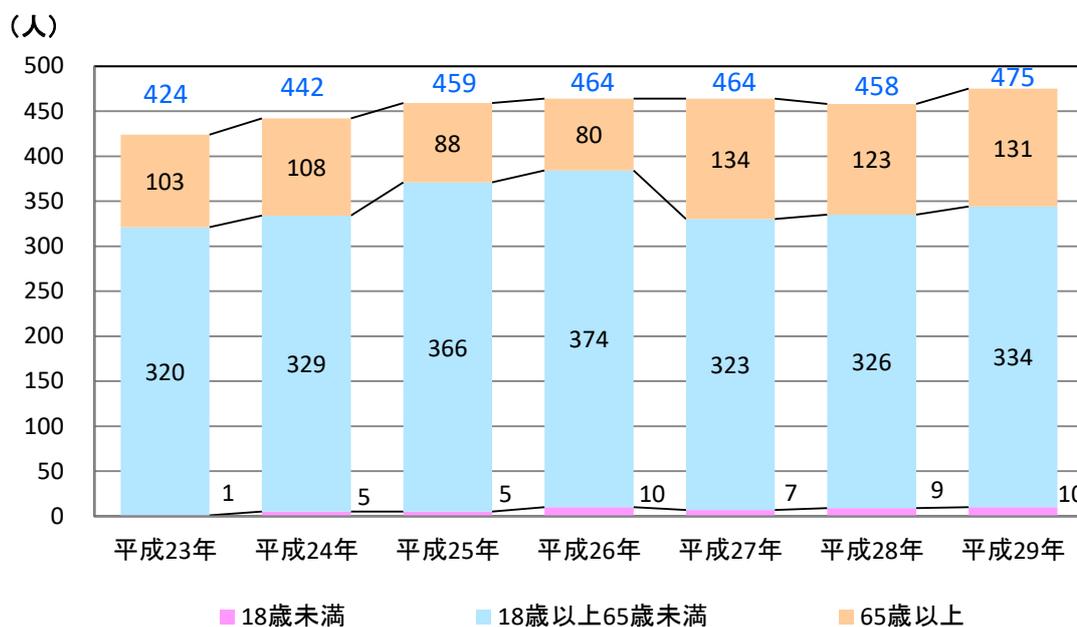
(4) 精神障がい者の状況

① 年代別精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成29年で475人となっており、年々増加しています。

年代別にみると、18歳以上65歳未満が最も多く、全ての年代で増加しています。

■ 年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	1	5	5	10	7	9	10
18歳以上65歳未満	320	329	366	374	323	326	334
65歳以上	103	108	88	80	134	123	131
合計	424	442	459	464	464	458	475

資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

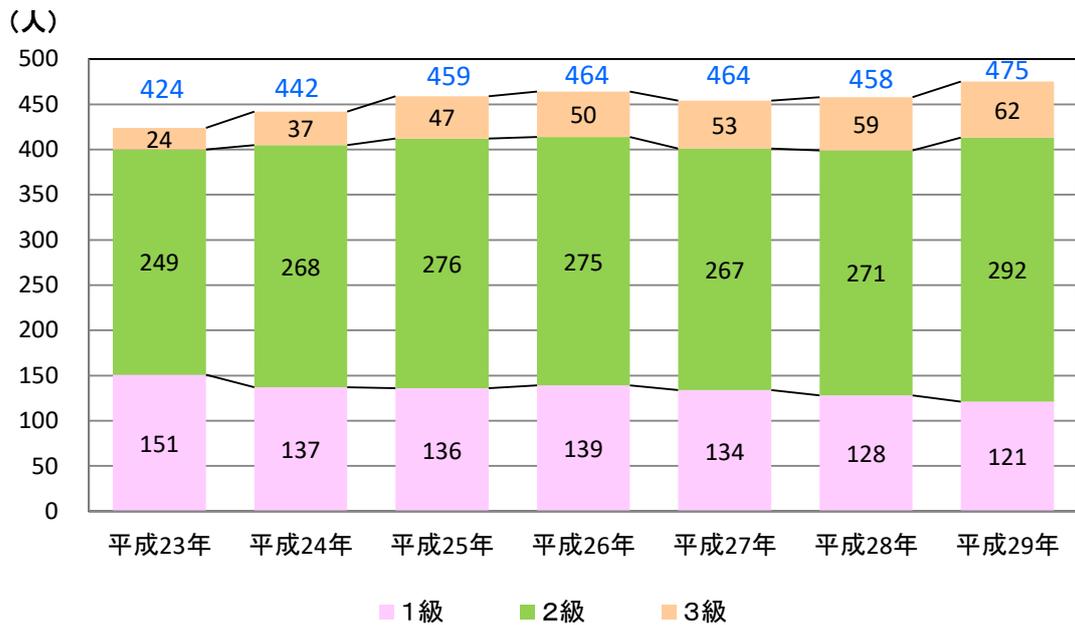
② 等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳は、1級から3級に等級区分されており、1級が重度、3級が軽度となっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成29年で2級が最も多く292人となっており、全体の61.5%を占めています。

また、2級・3級の所持者数が年々増加しています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(単位：人)

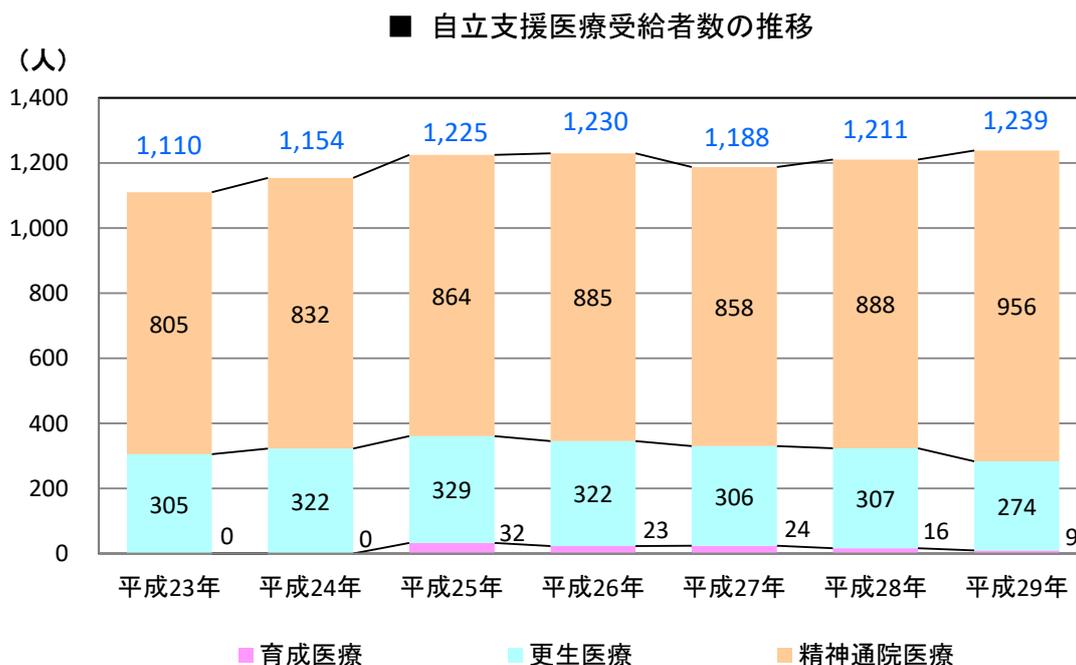
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	151	137	136	139	134	128	121
2級	249	268	276	275	267	271	292
3級	24	37	47	50	53	59	62
合計	424	442	459	464	454	458	475

資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

③ 自立支援医療受給者数

自立支援医療受給者数は、平成29年では育成医療が9人、更生医療が274人、精神通院医療が956人となっており、合わせて1,239人が受給しています。

精神通院医療受給者数は、年々増加しており、平成23年からの6年間で151人の増加となっています。



(単位: 人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
育成医療	0	0	32	23	24	16	9
更生医療	305	322	329	322	306	307	274
精神通院医療	805	832	864	885	858	888	956
合計	1,110	1,154	1,225	1,230	1,188	1,211	1,239

資料: 庁内資料 (各年10月1日) 平成29年は6月1日現在

(5) 障がい児の状況

就学前の障がい児（疑いがある児童含む）の状況をみると、平成29年3月末で身体障害者手帳所持者数は11人、療育手帳所持者数は28人となっています。

就学の状況をみると、小学校では、身体障害者手帳所持者数は1人、療育手帳所持者数は38人、中学校では、身体障害者手帳所持者数は1人、療育手帳所持者数は25人となっています。

療育手帳所持者区分では、小学生・中学生共にB（中度・軽度）の手帳所持者が多くなっています。

■就学前児童の状況 （単位：人）

項目	人数
就学前身体障害者手帳所持者数	11
就学前療育手帳所持者数	28

資料：庁内資料（平成29年3月末）

■就学の状況 （単位：人）

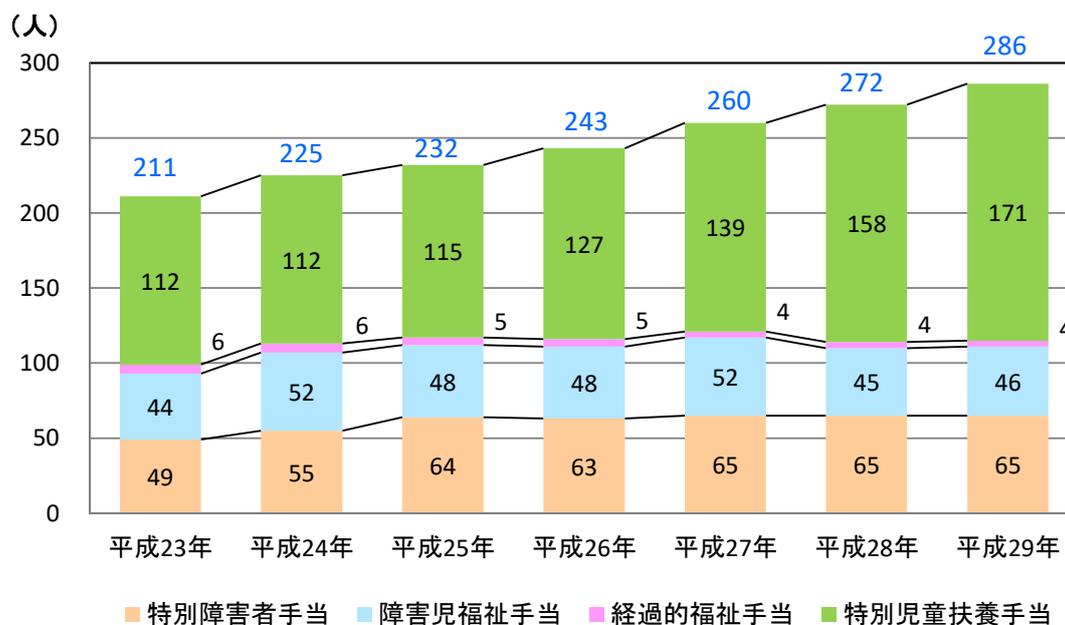
		身体障害者 手帳所持者数 (1級)	療育手帳所持者数 区分		内、特別支援学校 児童・生徒数
			A	B	(種別)
小学生	1年生	0	1	7	1(A1)、2(B1)、5(B2)
	2年生	0	1	5	1(A2)、5(B2)
	3年生	0	1	4	1(A1)、1(B1)、3(B2)
	4年生	1	1	4	1(身体)、1(A2)、2(B1)、2(B2)
	5年生	0	2	4	2(A2)、4(B2)
	6年生	0	0	8	3(B1)、5(B2)
	小計	1	6	32	39
中学生	1年生	1	1	6	1(身体)、1(A2)、1(B1)、5(B2)
	2年生	0	2	5	2(A2)、5(B2)
	3年生	0	2	9	1(A1)、1(A2)、3(B1)、6(B2)
	小計	1	5	20	26
合計		2	11	52	65

資料：庁内資料（平成29年3月末）

(6) 各種手当での支給状況

障がい福祉に関する、各種手当での支給状況をみると、平成29年では286名が受給しており、受給者数は年々増加しています。

■ 各種手当での受給者数の推移



(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
特別障害者手当	49	55	64	63	65	65	65
障害児福祉手当	44	52	48	48	52	45	46
経過的福祉手当	6	6	5	5	4	4	4
特別児童扶養手当	112	112	115	127	139	158	171
合計	211	225	232	243	260	272	286

資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

(7) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分とは、障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分で、障がい福祉サービスの種類や量を決定する際に勘案される事項の一つです。

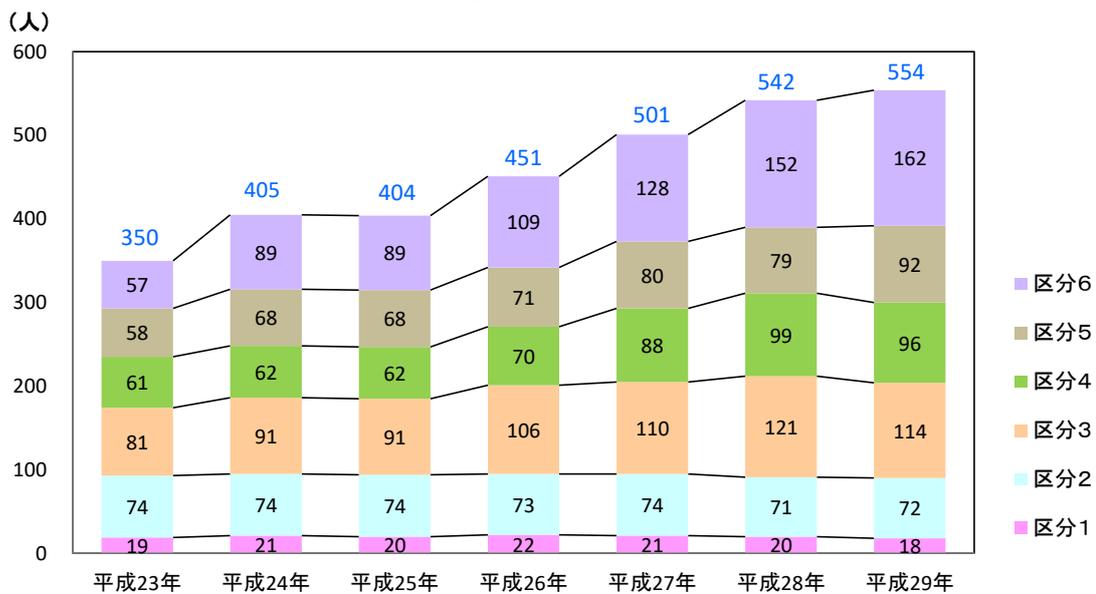
必要とされる支援の度合いは、区分1が低く、区分が上がるにつれて高くなります。

平成26年4月に施行された「障害者総合支援法」の一部改正により、「障害程度区分」が「障害支援区分」に名称変更されました。

本市の障害支援区分認定者数は、年々増加しており、平成29年で最も多いのは区分6で162人、次いで区分3が114人となっています。

平成23年度からみると、区分3から区分6で増加しています。

■ 障害支援区分認定者数の推移



(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
区分1	19	21	20	22	21	20	18
区分2	74	74	74	73	74	71	72
区分3	81	91	91	106	110	121	114
区分4	61	62	62	70	88	99	96
区分5	58	68	68	71	80	79	92
区分6	57	89	89	109	128	152	162
合計	350	405	404	451	501	542	554

資料：庁内資料（各年10月1日） 平成29年は6月1日現在

3. 福祉サービス利用の状況

(1) 障がい福祉サービス等の利用実績

① 訪問系サービス

居宅介護で、見込みより実績が多くなっています。また、重度訪問介護では、見込みに対して実績は少なく、利用者数が減少しています。行動援護・重度障害者等包括支援は、平成27年度、平成28年度では利用者はありませんでした。

■ 訪問系サービスの利用状況

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護	人/月	68	82	77	94	86	86
	時間分/月	882	1,694	1,081	1,359	1,324	1,232
重度訪問介護	人/月	4	4	5	3	6	3
	時間分/月	368	348	405	301	446	322
同行援護	人/月	6	5	6	5	7	5
	時間分/月	44	52	45	47	46	51
行動援護	人/月	2	0	2	0	2	0
	時間分/月	20	0	20	0	20	0
重度障害者等包括支援	人/月	2	0	2	0	2	0
	時間分/月	20	0	20	0	20	0

② 日中活動系サービス ※平成29年度実績は、平成29年11月現在です。(以下同じ。)

生活介護は、利用者数は増加傾向にあります。自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、増加する見込みとなっており、生活訓練は利用者数が大幅に増加しています。

就労移行支援では、見込みに対して利用は少なく、利用者数は減少しています。就労継続支援（A型・B型）は、見込みに対する利用は少ないですが、利用者数は増加しています。

■ 日中活動系サービスの利用状況

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
生活介護	人/月	189	174	198	185	228	184
	人日/月	3,770	3,449	3,959	3,581	4,157	3,626
自立訓練（機能訓練）	人/月	2	1	3	1	4	1
	人日/月	37	6	59	3	94	7
自立訓練（生活訓練）	人/月	14	10	16	14	17	20
	人日/月	245	154	270	226	297	309
就労移行支援	人/月	18	18	22	17	27	12
	人日/月	318	325	477	289	716	215
就労継続支援（A型）	人/月	120	110	132	121	145	126
	人日/月	2,316	2,218	2,598	2,395	2,858	2,539
就労継続支援（B型）	人/月	108	102	130	108	156	109
	人日/月	1,974	1,855	2,369	1,959	2,843	2,041

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	
療養介護	人/月	22	19	22	23	22	25	
短期入所 (ショートステイ)	福祉型	人/月	17	11	22	12	28	12
		人日/月	104	45	135	47	174	38
	医療型	人/月	2	4	3	4	4	4
		人日/月	13	23	16	24	21	25

③ 居宅系サービス

共同生活援助は、見込みに対して実績は少なくなっています。

施設入所支援は、ほぼ見込み通りで推移しています。

■ 居住系サービスの利用状況

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
共同生活援助(グループホーム)	人/月	92	82	111	86	133	85
施設入所支援	人/月	105	107	103	109	102	107

④ 相談支援

計画相談支援の利用者数は平成28年度まで増加しており、見込みよりも多くなっています。

地域移行支援、地域定着支援は平成28年度、平成29年度の利用はありませんでした。

■ 相談支援の利用状況

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
計画相談支援	人/月	54	67	65	82	78	69
地域移行支援	人/月	1	1	3	0	4	0
地域定着支援	人/月	1	0	3	0	4	0

⑤ 障害児通所支援・障害児相談支援

児童発達支援は、利用者数が増加傾向にあります。また、医療型児童発達支援では、利用者数は増加していますが、見込みよりも少なくなっています。放課後等デイサービス及び障害児相談支援は利用者が大幅に増加しており、見込みよりも多く推移しています。

■ 障害児通所支援・障害児相談支援の利用状況

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
児童発達支援	人/月	62	60	65	81	68	73
	人日/月	305	334	316	431	327	404
医療型児童発達支援	人/月	6	1	7	3	8	1
	人日/月	37	8	38	19	39	12
放課後等デイサービス	人/月	36	50	38	80	40	115
	人日/月	251	477	260	967	269	1,494
保育所等訪問支援	人/月	6	6	7	10	8	1
	人日/月	10	6	14	13	20	1
障害児相談支援	人/月	6	16	9	42	14	56

(2) 地域生活支援事業の利用実績

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、利用者数が減少していますが、見込みより多くなっています。

日常生活用具給付等事業は、排泄管理支援用具で見込みより実績が多く、利用件数が増加しています。

移動支援事業では、利用者数が減少しており、平成28年度は熊本地震の影響で実績が見込みを大きく下回っています。

地域活動支援センター機能強化事業の年間延べ利用者数は、利用者数が減少していますが、平成28年度ではほぼ見込み通りとなっています。

日中一時支援事業の年間延べ回数は、見込みよりも実績が大幅に少なく、利用者数も減少しています。

■ 地域生活支援事業の利用状況

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
理解促進研修・啓発事業	人/年	1	1	1	1	1	1
自発的活動支援事業	人/年	2	2	2	2	2	2
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
宇城地域障がい者支援協議会	回数	2	1	2	1	2	1
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	3	2	3	2	1
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	250	451	250	438	250	276
手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	2	6	2	4	2	0
自立生活支援用具	件/年	10	8	10	4	10	4
在宅療養等支援用具	件/年	7	10	7	5	7	7
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	10	10	13	10	5
排泄管理支援用具	件/年	800	1,163	800	1,179	800	974
住宅改修費助成事業	件/年	3	1	3	1	3	2
点字図書給付事業	件/年	1	0	1	0	1	0
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	7	10	6	10	14
移動支援事業	人/年	25	25	25	15	25	17
	延時間/年	900	842	900	663	900	663
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	延人数/年	2,500	2,790	2,500	2,526	2,500	1,731
訪問入浴サービス事業	人/年	2	2	2	2	2	2
日中一時支援事業							
障がい者等日帰りショートステイ事業	延回数/年	1,800	811	1,800	600	1,800	579
	人/年	35	39	35	31	35	28
障がい児タイムケアサービス事業	延回数/年	2,300	1,830	2,300	1,399	2,300	1,061
	人/年	50	35	50	21	50	18
社会参加促進事業							
障害者自動車運転免許取得費助成事業	人/年	3	1	3	1	3	2
身体障害者用自動車改造費助成事業	人/年	3	1	3	2	3	1

4. 障がい者施策に関する意識調査

(1) アンケート調査からみえる現状と課題

障がい者の生活の実態や障がい福祉サービスに関する利用意向、事業所におけるサービスの利用状況等を把握することによって、計画の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

《調査方法と回収状況》

調査対象	① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 計 1,500 名（無作為抽出） ② 障がい福祉サービス事業所 49 施設
調査期間	① 平成 29 年 9 月 12 日（火）～9 月 29 日（金） ② 平成 29 年 9 月 14 日（火）～9 月 29 日（金）
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収状況	① 有効回収数 960 件（有効回収率 64.0%） ② 有効回収数 36 件（有効回収率 73.5%）

《主な調査結果》

① 調査対象者の基本属性・障がい程度について

調査対象者のうち、65 歳以上が過半数を占めています。

身体障がい者の障がい程度は、1 級から 4 級の割合が比較的高く、障がい程度が重い方の回答が多くなっています。障がいの内容は「肢体不自由」が最も多く、全体の約 5 割となっています。

知的障がい者の障がい程度は、B1 や B2 の割合が高くなっています。回答者は 18 歳未満や 20 歳代などの若い年齢の方が約半数を占めています。また、発達障がいがある人が約 60% となっています。

精神障がい者では、2 級の割合が高く、特に 18～64 歳で高くなっています。精神障がい者の内、高次脳機能障がいがある割合が約 1 割となっています。

特定疾患医療受給者証³の所持者は、全体の 2.7% となっており、その内、介護保険の認定を受けている方が 3 割程度みられます。

³特定疾患医療受給者証：国が指定する難病に罹患した対象者が保健所へ申請し、認定を受けることで発行され、医療費の助成を受けられるもの。

② 生活について

現在の住まいは、全ての障がいで「一戸建て」という回答が最も多くなっています。障がい種別でみると、身体障がい者で「一戸建て」が8割を占め、精神障がい者で「入所施設・病院」「マンション・アパート」の割合が高く、知的障がい者では「グループホーム」という回答が高くなっています。

また、同居している人は、全体では「夫・妻」が半数近くとなっていますが、「ひとり暮らし」の人は、全体では約2割となっています。「ひとり暮らし」の高齢者も2割程度みられます。

障がいの種別により居住形態は大きく異なりますが、それぞれの障がいに対応した居住環境の充実が求められます。

また、ひとり暮らしの障がい者が安心して生活できるよう、日頃の見守りや緊急時の対策など、地域で支えることができるような支援体制や、障がい者と同居している家族が困ったときに、気軽に相談や日常の小さな頼み事などができるような、地域住民の理解や支え合いの構築が必要です。

③ 介護者の状況について

介護者の状況を見ると、介護者がいない割合は全体で約3割となっています。介護者の年齢は全体で75歳以上が14.3%となっています。主な介護者が「配偶者」である65歳以上では、介護者の年齢が75歳以上の割合が24.3%と、4人に1人は介護者も高齢となっています。特に、65歳以上の割合が高い身体障がい者の介護者は、75歳以上の割合が約2割みられます。

介護者の健康状態をみると、「よくない」という回答は全体で15.5%みられ、特に、特定疾患医療受給者証所持者と精神障がい者では約4割が「よくない」と回答しています。

介護者が介護できない場合の対応では、介護者の健康状態が「よくない」と回答した割合が高く、特定疾患医療受給者証所持者と精神障がい者では、「特定の人はいない」「誰にも頼まない（介護なしでいる）」という回答の割合がやや高くなっています。

介護者の高齢化や介護者の健康状態の悪化など、障がい本人だけではなく、その家族も問題を抱えている状況です。また、介護者がいない人や、介護者が介護できない場合に「誰にも頼まない（介護なしでいる）」という回答もみられることから、介護者がいない場合でもすぐに相談できるような相談窓口の周知や、障がいのある人が日常生活を安心して過ごせるよう障がい福祉サービスの充実が必要です。

④ 外出について

外出の頻度は、「ほとんど毎日」という回答が全体の約半数となっていますが、「ほとんど外出しない」という回答も5.0%みられます。年齢階層が高くなるにつれて外出頻度が低くなる傾向がみられます。

外出時の支援は、「いつも必要」という回答が25.3%みられ、障がい種別では知的障がい者と特定疾患医療受給者証所持者でその割合が高くなっています。

また、外出時に困ることは「公共交通機関が少ない(ない)」「道路や駅に階段や段差が多い」という回答が多くなっています。

外出時の支援や、外出の妨げとなっているバリアフリー化⁴が必要な道路や建物についての整備、公共交通機関の充実が求められています。

⑤ 就労について

18歳以上の就労の状況をみると、「働いている」が約3割、「働いていない」が約5割と、働いていない人が半数を占めています。就労者の収入をみると、「3～7万円」「7～11万円」がそれぞれ約2割を占めています。知的障がい者は就労場所について「就労移行支援、就労継続支援」の割合が約6割を占めていますが、その収入は「1万円未満」という回答が約3割を占めています。

仕事をする上で不安や不満を感じることは、全体で「特に不安や不満は無い」という回答が最も多くなっていますが、「収入が少ない」「仕事がきつい」「自分に合った内容の仕事が無い」といった回答が1割程度みられます。精神障がい者では、就労期間が「3年未満」という回答が約3割みられますが、仕事をする上で不安や不満を感じることにについて「職場の人間関係が難しい」「自分に合った内容の仕事が無い」「収入が少ない」といった回答が多くなっています。

就労者の1ヶ月あたりの平均収入は低く、仕事の不満についても「収入が少ない」といった回答が多くなっていることから、工賃の見直しなどが求められています。また、ひとり一人の障がいに合った就労が実現できるよう、事業所などと連携して、就労の充実に取り組む必要があります。

⁴ バリアフリー化：公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がい者等の利用に配慮し、社会生活に参加するうえで、生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除いた状態にすること。

⑥ 就学について

18歳未満の就学の状況をみると、「通園・通学している」が約9割と、ほとんどの障がい児が通園・通学しています。

放課後や休日の過ごし方は、全体では「自宅」が約8割、「放課後等デイサービス」が約3割、「家の周辺」が約2割となっています。

通園・通学する上で問題と感じていることは、「障がい教育や療養などに関する専門知識を持った人が少ない・いない」「友人関係を築くのが難しい」といった回答が多くなっています。

障がいのある子どもたちが、放課後や休日を希望する場所で過ごせるようにすることや、教育関係者の専門性の向上、また、障がいを持っていない子どもたちが、障がいや障がい者を十分に理解することができるよう、インクルーシブ教育の充実を進める必要があります。

⑦ 地域生活について

差別や嫌な思いの経験について、全体の約3割が差別や嫌な思いの経験をしたことがあると回答しています。その場面としては、「まちなかなど外での人の視線」「日常生活の中で周りの人から」「近所づきあい」がそれぞれ2割を超えており、普段の生活の中で差別を感じる人が多くなっています。

また、障がいのある人の社会参加について、一般の理解の浸透度をみると、約3割の人が、おおよそ理解があると回答していますが、約2割は理解が足りないと感じています。

また、ノーマライゼーションを広めるために必要なこととして、「子どもの時からの障がいや人権に関する教育の充実」が約4割を占めています。

一般社会や地域住民の障がい者への理解は、未だ課題として残っており、障がい者の社会参加の大きな妨げとなっています。教育の充実や啓発などにより、理解促進に一層取り組む必要があります。

⑧ 福祉サービスについて

日常生活や福祉サービスの相談先は、「市役所」が全体の約半数となっており、医療機関が約3割となっています。

現在利用しているサービスは、全体では「計画相談支援」が約4割で最も多く、「生活介護」が約3割となっています。今後利用したい福祉サービスは「短期入所（ショートステイ）」が高くなっています。18歳未満では「放課後等デイサービス」「児童発達支援」についても回答が多くなっています。

平成30年度から新たに始まるサービス（就労定着支援・自立生活援助・居宅訪問型児童発達支援）について、「利用したい」という回答は1割程度と低く、「わからない」という回答が2～4割程度みられます。

障がい福祉サービスのニーズとしては、「短期入所（ショートステイ）」や「放課後等デイサービス」について利用意向が高くなっており、ニーズに応じたサービスの充実が必要です。また、新サービスについては、内容などがわからないといった回答も多いことから、相談先として多くなっている「市役所」や「医療機関」、その他の関係機関においても、サービスの内容や利用方法などを十分に把握し、関係機関の間で情報の共有を図る必要があります。

⑨ 情報について

福祉サービス等に関する情報について、約4割が十分に届いていないと回答しています。情報の入手先については、「広報うき」が約4割、「新聞やテレビ、ラジオのニュース」が約3割となっています。

また、今後充実して欲しい情報は「困ったときに相談ができる機関・場所についての情報」「福祉サービスの具体的な内容や利用方法に関する情報」でそれぞれ約4割となっています。

障がい者に情報があまり行き届いていない現状があるため、情報提供の仕方を工夫することや、わかりやすい情報提供が求められています。また、相談に関する情報や福祉サービスに関する情報は、情報提供のさらなる充実が求められています。

⑩ 災害時の対応について

熊本地震の際に、避難場所・避難経路について「知らなかった」という人が35.7%となっています。また、避難行動要支援者の制度について「知らない」が全体の約6割を占めています。

今後災害時に困ることは、「障がいなどに配慮された福祉避難所に避難できるか不安」「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」がそれぞれ3割となっています。

避難場所や避難経路、また、避難行動要支援者制度について知らない人が多いことから、周知を徹底し、災害時にスムーズに避難ができるよう日頃から備えておく必要があります。

また、避難場所での不安を感じている人が多いことから、障がい者に配慮された場所や設備の整備が求められています。

⑪ 障がいのある方が暮らしやすい宇城市となるために

障がい者が暮らしやすい宇城市となるために必要なこととして、全体では「年金や手当等の充実」が約4割、「障がい者に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」「通院・治療のための医療費の助成」が約3割を占めています。経済面の支援や、障がい者の理解を求める声が多くなっています。

(2) 関係団体等ヒアリング調査からみえる現状と課題

市内の障がい者や家族、支援者等が抱える課題や福祉ニーズを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、関係団体等へヒアリング調査を実施しました。

《調査の概要》

項目	名称	略称
調査対象 団体	・宇城市身体障害者福祉協議会	(身)
	・宇城市聴覚障がい者団体	(聴)
	・宇城市視覚障がい者団体	(視)
	・宇城市精神障がい者家族会	(精)
	・宇城市手をつなぐ育成会	(手)
	・宇城市社会福祉協議会	(社)
調査日	平成29年10月12日(木)	
調査方法	聴き取り調査	

《主な調査結果》

分野・項目	主な意見
理解促進・啓発に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・差別や偏見については、表面的な理解にとどまっている。(身) ・他の地域に比べると地域住民の理解は進んでいると思う。(聴) ・イベントなどで地域の人たちとの交流が増えているため、地域の障がい者への差別・偏見は減少していると感じる。(精) ・精神障がいに対するの偏見が根強く残っている。この歴史を教育していく。差別解消法を伝える。(精) ・10年、20年前に比べると、周囲の理解はある。特に若い人の方が助けてくれる。テレビや教育の影響も大きいと感じている。(視) ・若い人の障がい者への理解がまだあまりないと感じている。(精) ・マスコミが障がい者に偏見を持たせるような報道をしているため、報道の仕方に気をつけてほしい。(精) ・市役所に行っても手話ができる人が少ない。手話ができる人がいる曜日と時間が決まっているので、なるべく全ての曜日にしてほしい。(聴) ・精神障がい者の人権の尊重と差別・偏見の更生のための啓発・学習。 ・講習会や研修会の開催が必要。(手) ・差別解消法・障がい者虐待防止法、ヘルプカードの周知が必要。(手)
居住に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームを建てるにあたっての条件は、買い物や病院へ行くための交通の便がいい場所となる。(精) ・住宅に対する支援が民間団体は少ない。(精) ・民間の病院でベッドを増やし、一部をグループホーム化してもらいたい。 ・人間関係が困難でグループホームに居住できない方はやむを得ず、個人住宅で生活をしなければならず、ヘルパーさんなどの支援が必要だが、ヘルパー不足で十分な支援を受けられていない。(精) ・看取りまでしてもらえようようなグループホームの設立。(手)
バリアフリーに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所の駐車場が建物から離れているので、建物に近い場所に駐車場を作してほしい。(身) ・駅の改札口を案内する音声があれば助かる。(視) ・横断歩道に音の出る信号機がほしい。(自動車が一番怖い) (視)

分野・項目	主な意見
相談支援、 権利擁護に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の相談員さんに相談しており、相談しやすい環境となっている。(身) ・重度の障がいを持っている方の家族への精神的な負担の軽減が必要。(身) ・相談支援の強化。(精) ・市の相談員との連携がない。(手) ・サービスを利用する機会が少ない。(手) ・どこに相談したら良いかわからない。相談窓口がわからない。(手) ・相談の場合、まずは共感、傾聴することから始めて欲しい。カウンセリングの仕方について研修を行ってほしい。(手)
保健・医療 に関するこ と	<ul style="list-style-type: none"> ・病院で自分の負担分のみでの支払いはできるようにしてほしい。(身) ・重心医療費の現物給付。(手) ・医療機関にも手話が使える人を増やしてほしい。(聴) ・精神科の病院の医療費は1割負担になるが、他の病院では適用されない。身体障がい者と知的障がい者ではどこの病院でも2以上で受けられるので、精神障がいも同じようにあるべき。(精) ・障がい児が安心して待機できる待合室の設置。(手) ・知的障がいの専門知識を持った看護師さんが、健診を行ってほしい。(手)
教育・育成 に関するこ と	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいへの理解や啓発が進んでいない。(手) ・発達障がい者は、幼少期からの専門性のある知識と関わりで本人の個性・能力・技能を最大に伸ばすことができると思う。教育に携わる関係者の協力体制が大切。(精) ・障がい児の受け入れを、幼稚園では電話で断られ、パンフレットの入手時点で門前払いされる現状がある。学童保育も断られる。 ・障がい児の保護者が集まって相談できる機会が必要。(手) ・2年前ぐらい前は「よかところファイル⁵」の案内が来ていたが、ここ最近では来ていない。(手) ・いじめが起こらないような教育が必要。(身) ・特別支援学校の先生は、手話の勉強をし、ろう者に対する理解を深めてから勤めるようにしてほしい。(聴) ・障がいの種類によっては、専門性が重要なものになるが、まずは先生の子どもに対する気持ちが大事だと思う。(手) ・学校における支援員の配置が必要。(手) ・点字の教育が必要。(視) ・障がいのある人への理解や心配りに関する教育が必要。(視) ・助けを必要とする人への声掛け方法。「何か手伝って欲しいことはありませんか」と言ってくれるだけで安心できる。(視) ・幼少期から障がい者と触れあえる機会を多くする。(手) ・学校教育におけるインクルーシブ教育⁶の確立。教育者が実際にその現場を見るのが重要。

⁵ よかところファイル：あらゆる障がいのある方に対して、保護者や関係者が連携し、生涯にわたって一貫した支援を行うことを目的とするファイル。

⁶ インクルーシブ教育：一人一人に応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障がいのある児童と障がいのない児童が可能な限り共に学ぶこと。

分野・項目	主な意見
雇用・就労、 経済的自立 に関するこ と	<ul style="list-style-type: none"> ・健常者と障がい者の給料の差が大きい。(身) ・健常者と同じように仕事をしていても、音が聞こえないという理由から、健常者と同じように昇進できない。(聴) ・障がい種別に雇用率を出していくことが必要。(精) ・就労の促進のためには、企業の理解が必要。(社) ・趣味娯楽に使えるお金の不足。(精) ・就労支援の強化。(精) ・ジョブコーチ制度の充実。(手) ・就労の場の開発。(手)
移動・社会 参加活動に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・市外への行事参加時、移動手段に市所有のバスの使用をお願いしたい。(身) ・付き添いがいないと外出できない。(視) ・地域交流は大事で、困ったときに頼みやすい。(視) ・宇城市の障がい者スポーツ大会の開催場所がバリアフリーではないので、車いすの人が参加できない。(手) ・バスの半額は助かっているが、JRは半額になっていないので、利用(旅行)ができない。(精) ・バスの使い勝手が悪いので、便利な移動手段が必要。三角・豊野・小川の地域が特に悪いので、改善してほしい。(社)
災害時・緊 急時に関 すること	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、近隣の住人、民生委員、区長による協力が必要である。(身) ・ボランティアの人に声掛けをして欲しいがなかなか声をかけられない。(精) ・地域の民生委員さんとの日頃からの繋がりが大切。(精) ・福祉避難所が必要。(精)(手) ・避難者登録制度が機能していなかった。(精) ・障がい者へ理解ある支援員の確保が大切。(精) ・非日常な状態になり、体調をくずされる方が多い(精) ・服薬管理が必要。(精) ・避難場所までの移動が困難である。(身) ・災害が発生したときに一人で避難することができない。どこへのルートで行っていいのかわからない。(視) ・視覚障がい者の方への音声による緊急放送の充実が必要。(身) ・防災無線が聞き取りにくいので、できれば屋内にほしい。停電した時は、テレビやラジオからの情報はストップする。声掛けなどで状況を知らせてほしい。(視) ・避難場所ですら者が集まれる場所があると良い。(聴) ・避難場所で一番困ることはトイレ(和式など)だと聞いた。(視) ・公共交通機関を利用する際、緊急時の情報が音声アナウンスのみだとわからないので、情報が目に見える形で提示されると外出の際、安心である。(電光掲示板などがあると良い)(聴) ・市役所には聴覚障がい者の登録名簿があるので、市役所から災害の情報を伝えて、安否確認を行ってほしい。(聴) ・周囲の理解、安心して過ごせる場所の確保。(手) ・個人情報柔軟に利用できるようにしてほしい。(社)

分野・項目	主な意見
情報に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオやニュースから情報を得ているが、字幕を音声化してほしい。(視) ・行政が作ったしおりの文字が小さくて見づらい。
福祉サービスに 関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護や移動支援のサービスの利用については、公共交通機関の利用を想定されているが、地方ではバスは1日に1本だったり、駅まで遠かったりするので使えない。県視協や全盲連を通じて自動車での移動を認めてもらいたい。(視) ・65歳以上が、包括支援センターになるが、精神科の専門家の人がいらない。研修を行い、精神障がい者についてもっと知ってもらいたい。(精) ・日中サービスの実現(宇城ねっとは中学生が中心と言われたが、小学生も検討してほしい。) ・子育てニーズを把握し、人員の確保をしていく事が必要。(社) ・障がい者のみの世帯への支援が必要。(社)
連携など	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者一人ひとりと相談する機会が少ないので、事業所や医療機関、福祉施設の連携が必要。(精) ・医療・行政・関係団体の連携した障がい者がすみやすい地域づくり。(精) ・支援員は障がい者への理解を持った人に努めてもらいたい。(手) ・要配慮者の状況把握として、民生委員さんの定期的な見守りや、包括支援センターや行政で連携をとっている。(社)

(3) 住民ワークショップからみえる現状と課題

《ワークショップの概要》

項目	内容
テーマ	・第1回：『宇城市における暮らしの現状と課題』 ・第2回：『課題解決に向けた取り組み』
日時	・第1回：平成29年10月20日（金） ・第2回：平成29年11月2日（木）
参加者	障がい者関係団体、民生委員、障がい福祉サービス事業所関係者など 計50名程度
実施方法	参加者が旧町村単位で5班に分かれ、KJ法（付箋などに意見やアイデアを書き、模造紙に貼り付けながらアイデアを整理する手法）を活用して実施

▼ ワークショップのようす



《ワークショップの結果》

① 第1回：宇城市における暮らしの現状と課題

分野	課題
1. 安全・安心な生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅や公共施設、道路などのバリアフリー化 ・ 外出時の移動手段の確保 ・ 将来の生活の不安の解消 ・ 高齢障がい者向け住宅の整備・充実 ・ 近隣住民の理解促進、支え合いの構築
2. 情報の得やすさ、意思疎通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい特性を理解した上での伝え方の工夫 ・ 情報の取得改善（市の情報・放送） ・ 制度の周知徹底 ・ 施設・事業所の情報提供
3. 防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時・緊急時の障がい者への対応 ・ ヘルプカードの活用 ・ 避難経路の把握、避難場所の周知・確保 ・ 要支援者の把握、事前の情報提供 ・ 市と事業所の連携 ・ SNSやメールによる金銭請求詐欺の防止
4. 差別解消・権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者への理解 ・ 障害者差別解消法の浸透 ・ 人権啓発 ・ 差別や偏見の解消（地域格差あり）
5. 生活支援（障がい福祉サービス等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス申請から利用までの時間短縮 ・ 施設からグループホーム移行による親亡き後の本人の介護 ・ 利用者の確保、スタッフの確保・専門性の向上
6. 保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健（検）診時の医療関係者の対応改善（障がいへの配慮） ・ 医療費の負担軽減 ・ 重度心身障がい者の医療費の現物給付（二度手間が煩雑）
7. 就業・経済問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労の継続支援 ・ 自宅から通える就業先の確保 ・ 金銭管理に対する支援 ・ 年金制度の見直し ・ 一般企業の就業の拡大 ・ 業務委託先の確保
8. 教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育現場での障がいへの理解促進 ・ 障がいを理由としたいじめの解消 ・ インクルーシブ教育の浸透 ・ 教育と福祉の連携（就学前の相談支援等） ・ 専門知識のある学校の先生の配置
9. 文化芸術・スポーツ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動内容の周知 ・ 障害者福祉協議会の加入促進 ・ 誘い合って活動に参加できるような機会の創出 ・ 障がいのある方が利用しやすい娯楽施設の創出

② 第2回：課題解決に向けた取り組み

分野	項目	重点的取り組み
1. 安全・安心な生活環境	バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化が特に必要な施設・道路を把握し優先的に進める。 ・市営住宅にバリアフリーの住宅枠を設ける。
	住宅の確保・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で居住可能な施設整備 ・障がい者向け介護施設、グループホームの助成、夜間支援
	移動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・無料支援バスの運行 ・移動支援の利用の拡大
	理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民との交流の場作り（理解促進） ・近隣での障がい者の理解を促進し、助け合える関係性の構築
2. 情報の得やすさ、意思疎通	広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所や学校等に、サービスや制度の周知を図る。 ・広報誌の活用（学校・施設等での研修等） ・住民、各専門機関に情報をわかりやすく発信 ・市広報等での周知徹底
	情報提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供の仕方を考える。（音声・点字など） ・掲載方法の工夫
	窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に利用できる相談窓口の設置
3. 防災・防犯	連携	<ul style="list-style-type: none"> ・周りの人の協力により障がい者を犯罪や災害から守る。 ・近隣住民との日頃の交流が必要 ・行政と事業所の連携と情報共有
	支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいによって避難場所等で必要なものがあるため、それらを緊急時の物資として備蓄しておく。イヤーマフ、ブザー（呼び出し用） ・福祉避難所の周知、充実、迅速な対応
	防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪に巻き込まれないための取り組み
4. 差別解消・権利擁護	広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・差別や権利に対する広報、周知
	教育	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校での人権教育を強力に進める ・研修会の開催（対象などを分けて開催した方がいい。）
5. 生活支援障がい福祉サービス等	サービス提供	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制の質・量的な充実 ・相談支援事業所など相談窓口の充実 ・障がい者支援のための専門職員の育成事業 ・24時間体制の強化 ・精神障がいの方の社会復帰、再就職支援 ・サービス受給者証交付期間の短縮

分野	項目	重点的取り組み
6. 保健・医療	医療制度	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成制度の見直し ・医療費などの手続きの簡易化 ・重心医療費の簡素化 ・医療費負担軽減
	体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援などの利用に至るまでの期間保育所等でフォローが出来るよう、研修、学習体制を整える。 ・医療機関の対応
7. 就業・経済問題	就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業の積極的新規開拓 ・就労A型事業所の活用 ・就労前の自立訓練事業の就労移行支援事業所の周知と体験学習の充実 ・障がい特性に合わせた就労条件等の工夫を働きかける。 ・サービス利用者の相談支援 ・事業所、医療機関との連携
	経済支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい年金制度の見直し
8. 教育	インクルーシブ教育	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育の拡充。 ・教育現場での障がい福祉に対する積極的な教育
	体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・よかところファイルの広報及び活用 ・就学前の相談支援の実施 ・障がいの理解に向けた積極的な学習 ・すべての教職員が障がい者（児）に関する教育を受ける。 ・教育と福祉の連携
9. 文化芸術・スポーツ活動	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の取り組みや情報を周知する。 ・障害者福祉協議会の加入促進
	実施支援	<ul style="list-style-type: none"> ・行政のイベントに三障がい者が参加できるような工夫を行い、学校、企業へ波及していく。 ・地域の方の参加を促す。 ・障がい者スポーツ指導者の育成

5. 前期計画の施策実施状況評価

施策	施策の実施状況・評価
1. 啓発・広報	<p>○広報うき等を活用し、障がい及び障がい者に対する理解促進のための意識・啓発の充実に取り組み、交流機会等の支援や各種福祉関係機関・団体等との連携を図って、福祉教育を推進しています。</p> <p>○ボランティア活動推進のために、参加促進に向けた活動支援や情報提供等に努めています。今後も継続した取り組みが求められます。</p>
2. 教育	<p>○障がいのある幼児や児童生徒の教育の充実を図るため、教職員の資質向上に向けた指導体制や、保護者に対しての療育指導や相談支援体制の充実に取り組んでいます。</p> <p>○家庭での取り組みについて、保護者への助言や交流活動等の充実を図ることが求められます。</p>
3. 雇用・就業	<p>○障がいのある方への就労支援として、宇城市障がい者自立支援センターを中心に、各種関係機関と連携し、雇用機会の拡大や相談支援、情報提供に努めています。</p> <p>○今後も、障がいのある人が、可能な限り希望する職種に就職し、自立した生活を営むことができるように、各種関係機関と連携して、就労支援体制の充実と就労の場を確保することが必要です。</p>
4. 保健・医療	<p>○母子や成人保健対策の充実・推進を目指し、各種健（検）診の充実や情報提供、健康づくりに関する啓発活動等や医療やリハビリテーション、精神保健福祉の充実に取り組んでいます。</p> <p>○今後、精神障がい者の社会参加に向けた支援体制の検討、保健医療専門従事者の養成・確保に向けた取り組みが必要と見られます。</p>
5. 生活支援	<p>○障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、各種関係機関が連携し、福祉や介護サービスの提供、支援体制の充実を努め、広報等による周知活動に取り組んでいます。また、専門従事者の養成・確保と障がい者団体の活性化にも努めています。</p> <p>○障がい者の地域生活を支援するため、今後も施策の支援体制の強化等に、引き続き取り組むことが求められます。</p>
6. 生活環境	<p>○公共施設、移動手段等のバリアフリー化に努め、住宅改修等の相談や必要な情報を入手できるように、障がいのある人等の利用に配慮したまちづくりを進めています。また、災害時等における防災対策や支援体制の充実を図り、防災に関する知識や避難所等の周知を図っています。</p> <p>○今後、公園や民間建築物等のバリアフリー化の推進に取り組むことや、防災時における地域安全ネットワークの構築、自主防災組織の協議会の結成、行政と地域の連携強化が必要と見られます。</p>
7. スポーツ、レクリエーションの振興	<p>○障がいのある人と市民が交流できる、スポーツやレクリエーション、文化活動等の支援や参加機会の確保に取り組んでいます。</p> <p>○今後も、スポーツやレクリエーション、文化活動等の充実が必要と見られます。</p>
8. 国際交流・国際協力	<p>○国際障害者スポーツ大会への選手派遣や青少年・女性の海外派遣研修等への参加は、進んでいません。</p>

第4章 課題整理

障がい者等の状況や障がい者施策に関する意識調査、前期計画の施策実施状況評価の結果から、障がい者施策の課題整理を行います。

① 障がい者への理解や差別解消が求められています。

普段の生活の中で差別を感じる人が多く、障がいのある人の社会参加については、理解が足りないと感じている人も多くなっています。

また、障がいの種類によって差別の感じ方が異なることから、差別の解消のためには、障がいへの理解が必要となっています。幼稚園・保育所、学校などと連携し、インクルーシブ教育を進め、子どもの頃からの福祉教育の充実による差別解消に取り組む必要があります。

また、本市ではホームページや広報紙により啓発を行っていますが、差別を感じている障がい者が多数いることから、啓発について十分でないことがうかがえます。今後は全ての市民に障がいや障がい者への理解が周知できるよう、啓発の仕方を工夫する必要があります。

② 障がい児教育の充実、障がい者の社会参加の促進が求められています。

発達障がい児について理解や啓発が進んでいないこと、障がい児教育全般について専門知識を持った方が少ないという課題があげられていることから、教職員の専門性の向上や、専門知識を持った支援員の配置が求められています。

また、就学前の相談支援の充実や乳幼児期から学童期へのライフステージの変化による縦の連携など、相談支援体制の強化が求められています。

文化芸術・スポーツ活動に関しては、各団体の取り組みにより参加を促すことや、行政のイベントに障がい者も参加できるような工夫を行うこと、また、地域住民の参加が求められています。

③ 医療機関従事者の専門性の向上が求められています。

健診時の医療機関従事者の対応の改善（障がいへの配慮）や、病院での手話通訳者の配置を求める声が上がっており、医療機関における障がいへの理解や、医療従事者の専門性の向上が必要です。

また、医療費の負担軽減や医療費助成の現物給付などが求められており、医療制度についての見直しが求められています。

④ 障がい特性に応じた情報提供の充実や情報の充実が求められています。

障がい者の情報の入手先としては、広報紙や新聞、テレビ、ラジオが多くなっていますが、障がい者に情報があまり行き届いていない現状があり、障がい特性を理解した上での、伝え方の工夫が求められています。

また、相談窓口や福祉サービス、制度、各事業所の情報について、さらに充実した情報提供が必要となっています。

⑤ 就労環境の改善や就労支援の充実が求められています。

働いている障がい者の収入の低さや、一人ひとりの適性に合った就労場所の確保などが課題としてあげられており、工賃の見直しや就労場所の開発が求められています。また、障がいの有無によって賃金や昇進に差があるという現状があるため、事業所への働きかけにより、就労場所での差別を解消していく必要があります。さらに、就労意欲のある障がい者が継続して仕事ができるようにするために、就労支援の強化やジョブコーチ制度⁷の充実が求められています。

⑥ 安心して生活できる環境の整備が求められています。

一人暮らしの障がい者や、障がい者本人だけではなく、介護者の高齢化などが進んでいることから、親子で居住可能な施設や障がい者向けの介護施設など、居住施設の充実が求められています。さらに、施設の整備などのハード面だけではなく、地域住民との支え合いによる生活環境の整備も必要です。

また、外出時に道路や駅などに階段や段差が多いことが問題として挙げられていることから、バリアフリー化が進んでいない所について、優先的に取り組む必要があります。さらに、外出の妨げとなっていることの一つにバスなどの利便性が悪く、公共交通機関が少ないことがあげられていることから、公共交通機関の充実が求められています。

⑦ 障がい者のニーズに応じたサービスの提供、相談支援体制の強化が求められています。

サービスの提供については、「短期入所（ショートステイ）」や「放課後等デイサービス」の利用意向が高くなっていますが、その他のサービスについても、障がい者のニーズに応じたサービスの充実を図る必要があります。

また、相談について市役所や医療機関へ相談する人が多くなっていますが、相談窓口がわからない人がいることや家族の精神的負担軽減が課題としてあげられています。相談支援に関しては、相談窓口の周知や関係機関などが連携した相談支援体制の強化が必要です。

⑧ 災害時の安全の確保が求められています。

災害時に、避難場所や避難経路を知らない人が多く、一人で避難することができない人もいます。災害が発生する前に、日頃から地域で避難訓練を行っておくことや、障がいの特性に配慮された情報伝達方法について確認しておくことが必要です。また、避難行動要支援者制度について周知し、災害時には十分にその機能が発揮できるよう、関係者間で活用方法を確認しておくことが必要です。

⁷ ジョブコーチ制度：障がいのある人が職場に適応できるよう、障がい者自身を援助し、事業主や職場の従業員に対して助言を行うとともに、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案する制度。

第5章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

誰もが地域でともに生き・支え合い・参画できる
福祉のまち 宇城市

本市では、第2期障がい者計画において、障がいのある人の主体性、自立性を確保し、障がいに関わらず、全ての人にやさしいまちをつくり、同じ時代を同じ地域に生きるみんながともに協力し合う社会を目指してきました。

今後も、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指します。

また、第2次宇城市総合計画では、基本目標の一つに『「住み続ける」まちづくり』を掲げ、将来にわたって安全で安心して住み続けられるまちづくりを進めています。本市で生活する誰もが住みやすさを実感し、住み続けたいと思えるよう“福祉のまち”として、各障がい者福祉施策に取り組みます。

2. 施策の方向性

本市では、基本理念を目指して、次の基本的方向性に沿って各分野における取り組みを進めます。

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人が安全に生活できる共生社会の実現に向け、生活環境の充実や生活安全対策の推進を図ります。

(2) 個人としての尊厳の尊重

障がいのある人の主体性が尊重され、差別や偏見がない地域社会の実現に向け、相談支援の充実、権利擁護の推進、啓発の推進や交流の促進を図ります。

(3) 自立に向けた生活支援の充実

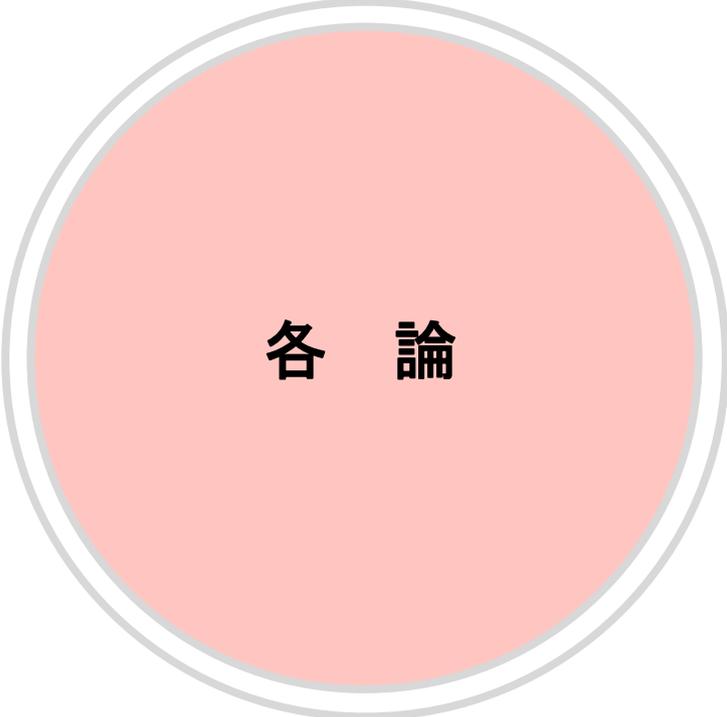
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる社会の実現に向け、生活の支援、保健・医療の充実を図ります。

(4) 地域における社会参加の促進

障がいのある人が地域で自分らしく生活ができる社会の実現に向け、療育、教育の充実や、就労等の社会参加の促進を図ります。

3. 計画の体系





各 論

第6章 分野別施策

1. 生活環境の整備

(1) 現況と課題

本市では、障がいのある人の一人暮らしや、本人とその介護者の高齢化などが進んでいます。そのため、障がいのある人やその家族が地域で安心した生活を送れるよう、住宅の改修費用の助成や各種制度の周知・活用の促進、バリアフリー化された公営住宅の確保などが求められます。また、障がいのある人の住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等による、民間市場と連携したセーフティネット制度⁸の推進も求められます。

アンケート調査によると、外出時の困りごととして、「公共交通機関が少ない（ない）」が多くあげられています。障がいのある人の日常の社会活動を支え、住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくためには、移動手段の確保、公共交通機関の利便性の向上が必要です。

さらに、日常の公共サービスや生涯学習等で利用する公共施設等のバリアフリー化や、障がいの有無に限らず、全ての人が施設に到達しやすいようにアクセシビリティ⁹を向上させるユニバーサルデザイン¹⁰が求められます。

また、障がいのある人が通行しやすい道路環境が必要であり、本市ではこれまで着実に整備を進めてきましたが、アンケート調査によると、「道路や駅に階段や段差が多い」との意見も多くあげられています。今後さらに、歩行者空間の確保や段差の解消、バリアフリー型信号機¹¹・道路標識等の整備、区域設定による速度抑制等が求められます。

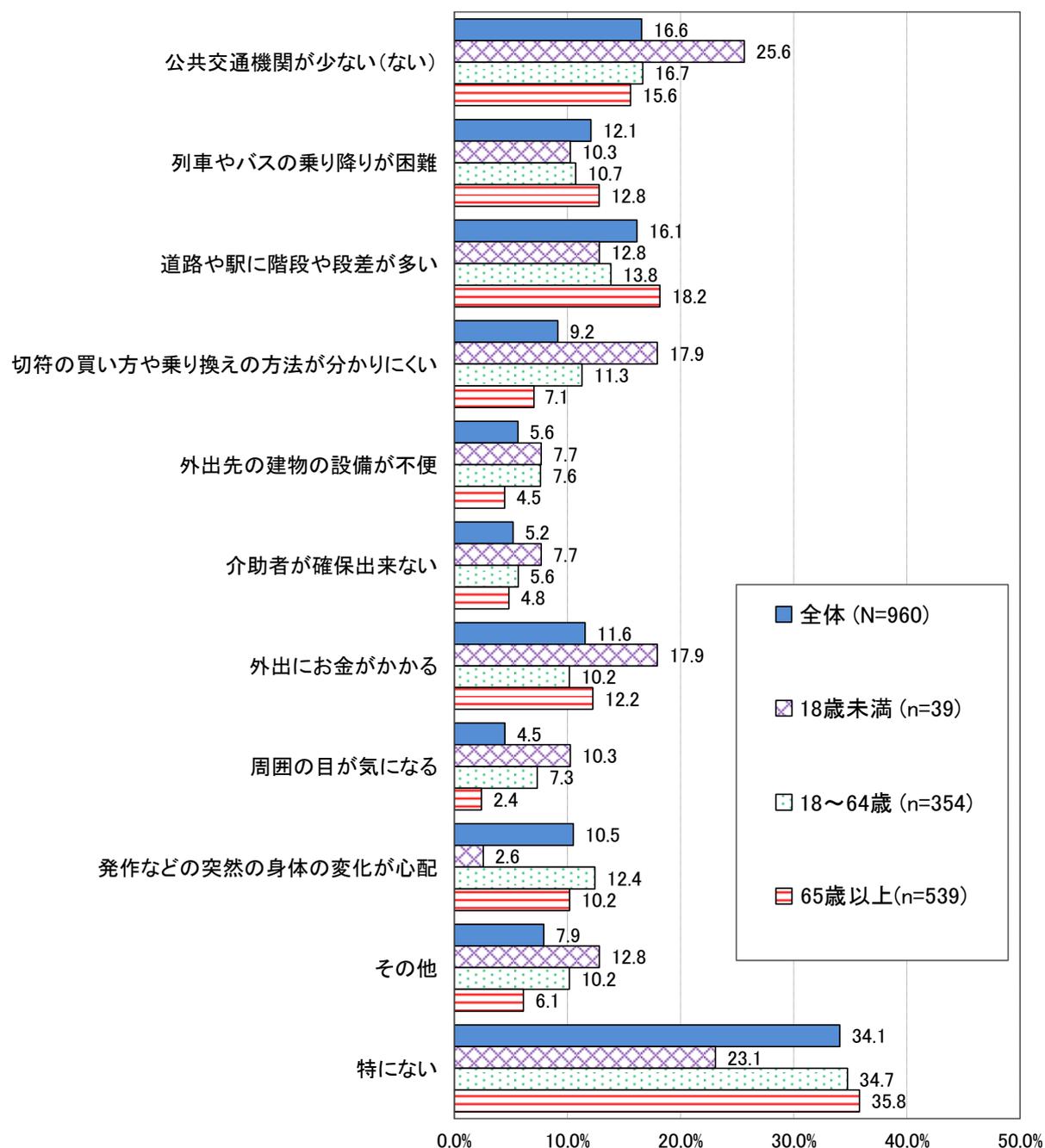
⁸ セーフティネット制度：民間賃貸住宅を活用した障がい者等の住宅確保要配慮者向け住宅をあらかじめ登録しておき情報提供する制度。

⁹ アクセシビリティ：年齢や身体障がい等の有無に関係なく、誰でも必要とするものに簡単にたどり着け、利用できることをいう。

¹⁰ ユニバーサルデザイン：障がい、老若男女といった差異、能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

¹¹ バリアフリー型信号機：障がい者が安全に安心して自動車が運転できるよう、信号灯器がLED化されたもの。

《外出時の困りごと》



(2) 施策の方向性

- 1) 安全な住宅の確保
- 2) 移動しやすい環境の整備
- 3) アクセシビリティに配慮した公共施設等の整備
- 4) 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

(3) 具体的な取り組み

1) 安全な住宅の確保

取組		内容
①	住宅改修の支援	・個人の住宅の段差解消やスロープ・手摺の設置、トイレ改修等には、住宅改修費給付事業 ¹² や住宅改造助成事業 ¹³ 、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度 ¹⁴ の周知・活用を図り、障がい者向け住宅の改修・改造に関する情報提供や援助・助言を行います。
②	公営住宅の整備	・市営住宅等における車椅子の通行幅の確保、段差解消、手すりやスロープの設置等、障がいのある人等に配慮した整備を推進します。
③	セーフティネットの制度の推進	・民間賃貸住宅を活用した障がい者等の住宅確保要配慮者向けのセーフティネット制度の推進を図ります。

2) 移動しやすい環境の整備

取組		内容
①	移動支援体制の構築	・障がいのある人の社会参加を促進するために、ボランティアやNPO法人等の協力のもと、移動サービスの実施などの移動支援体制を構築します。
②	公共交通機関の整備	・地域内の公共交通問題の改善策として、市内を運行するコミュニティバスのあり方を検討します。また、路線バスについては、実施運営団体と調整を図り、利便性が向上するよう働きかけます。
③	お出かけマップの活用促進	・障がいのある人や高齢者が安心して市街地に出かけることができるように、車いす対応のトイレの有無、スロープ、エレベーター、駐車場の状況等を、地図や記号を使ってわかりやすく表した「お出かけマップ」について、周知を図るとともに、活用を促進します。

¹² 住宅改修費給付事業 : 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障がい者が、段差解消などの住環境の改善を行う場合、居住生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付することにより、地域における自立の支援を図る事業。

¹³ 住宅改造助成事業 : 日常生活に支障のある方のうち、介護認定で要支援あるいは要介護の判定を受けた方が、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活を送れるように、自己の居住する住宅を改造する場合に、その費用を助成する制度。

¹⁴ 生活福祉資金貸付制度 : 他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援により、経済的自立と安定した生活が送れるようにすることを目的とする制度。

2. 情報アクセシビリティの向上

(1) 現況と課題

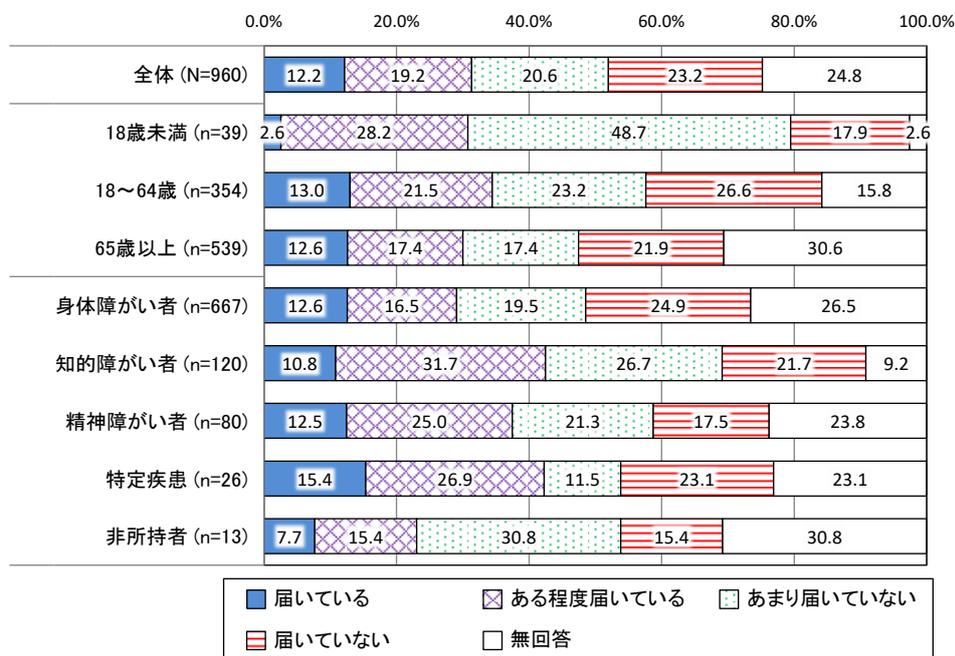
情報化社会の進展に伴い、インターネットを利用する障がい者や福祉関係者も増えていることから、市役所などの行政情報へのアクセシビリティが重要となっています。

アンケート調査によると、福祉サービス等に関する情報が「届いていない」と「あまり届いていない」と回答した割合は全体の43.8%となっており、障がい種別にみると割合が最も高いのは、知的障がい者となっています。このため、情報の伝達が行き届きやすくするために、多様な障がいの特性に応じた配慮と、災害時等における緊急情報の伝達手段の確保が必要です。

さらに、ITによる情報伝達手段が整備されてきており、身体障がい者や聴覚障がい者、視覚障がい者等へ、様々なITを活用した情報提供の充実を図ることが求められます。

また、市役所において聴覚障がい者や視覚障がい者等への手話通訳者や要約筆記者等の対応等を行っていますが、さらに、意思疎通支援の利用促進を図ることが求められます。

《福祉サービス等に関する情報の伝達度》



(2) 施策の方向性

- 1) 行政情報アクセシビリティの向上
- 2) 情報提供の充実
- 3) 意思疎通支援の充実

(3) 具体的な取り組み

1) 行政情報アクセシビリティの向上

取 組		内 容
①	市のホームページのアクセシビリティの向上	・障がいのある人が取得する様々な情報について、わかりやすい内容表現や、文字の大きさ、色などに配慮し、「みんなの公共サイト運用ガイドライン ¹⁸ 」に即し、情報を取得しやすいように工夫を行います。
②	障がいの特性に応じた配慮	・障がい者施策について、知的障がい者、精神障がい者等に分かりやすい情報の提供に努めます。
③	災害時における障がい特性に配慮した情報伝達の体制整備	・災害発生時等において、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。

2) 情報提供の充実

取 組		内 容
①	情報・コミュニケーション支援機器の給付又は貸与	・情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がいのある人に対して、日常生活用具の普及又は貸与を行います。
②	電話リレーサービスの活用促進	・聴覚障がい者が電話を一人でかけられるように支援する電話リレーサービス ¹⁹ の利用を促進します。
③	緊急通報装置の普及、緊急通報システムの導入	・緊急通報装置の設置を推進します。 ・消防署が実施する緊急通報装置、NET119緊急通報システム ²⁰ の周知を図ります。

3) 意思疎通支援の充実

取 組		内 容
①	手話通訳者、要約筆記者等の派遣等の促進	・聴覚障がい者への手話通訳者や要約筆記者の派遣、相談等を行うサービスの利用を更に促進します。

¹⁸ みんなの公共サイト運用ガイドライン：総務省が作成したもので、国及び地方公共団体等の公的機関のホームページ等が、高齢者や障がい者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の取組の支援を目的として作成された手順書のこと。

¹⁹ 電話リレーサービス：聴覚に障がいのある利用者がチャットを利用して通訳オペレーターに接続し、オペレーターが利用者代わりに代わって電話をかけて、同時双方向のコミュニケーションを実現するサービス。

²⁰ NET119緊急通報システム：スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報ができるシステム。

3. 防災・防犯等の推進

(1) 現況と課題

本市では、「宇城市ハザードマップ」の全戸配布や「宇城市総合防災訓練」を実施し、安否確認訓練、避難訓練等を行い、災害の発生に備えた警戒避難体制の強化に努めてきました。しかし、平成28年4月に発生した熊本地震では、近年類をみない大規模地震であったことから、本市においても、多くの人的被害、家屋倒壊や土砂災害等の被害をもたらしました。

今後は、防災訓練等を通じて障がいのある人を含む地域住民の防災意識の向上とともに、自主防災組織の結成により、行政・住民・関係機関などが連携し、地域の防災体制の強化を図ることが求められます。

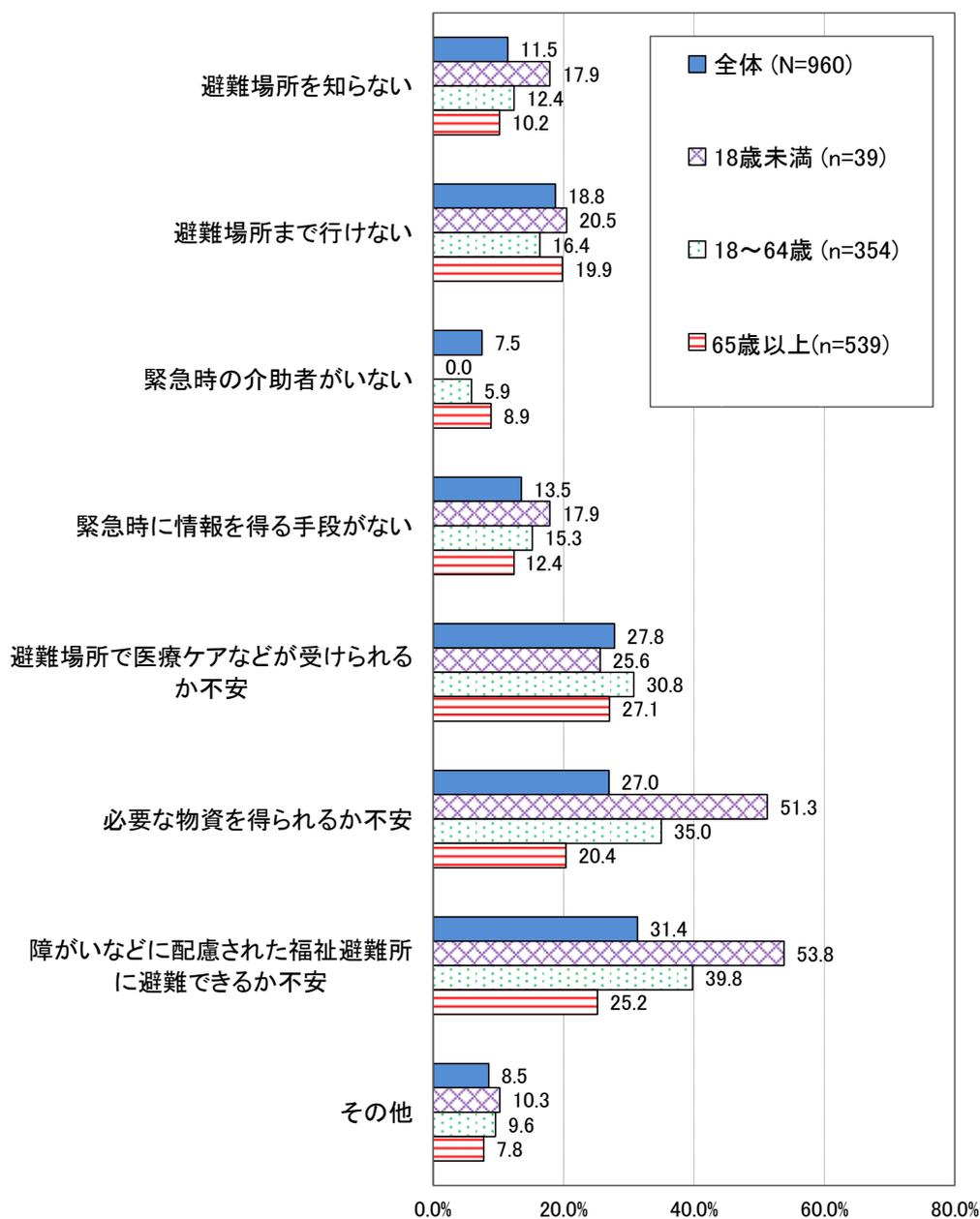
また、避難行動要支援者避難支援計画²¹に基づき、避難支援の対象となる人を把握し、緊急時の連絡体制に努めていますが、避難行動要支援者制度や避難場所・避難経路に関する認知状況は低く、周知を徹底する必要があります。

さらに、アンケート調査では、災害時に困ることとして、「障がいなどに配慮された福祉避難所に避難できるか不安」「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」「必要な物資を得られるか不安」が多くあげられています。避難所での生活環境は、障がいのある人にとって十分に配慮されたものではなく、今後、障がいに応じた配慮等が十分に行われるよう、関係機関と連携し、福祉避難所の拡充を図るとともに、障がい者の避難誘導から避難所生活を地域で支える体制が求められます。

近年、障がいのある人が犯罪や事故に巻き込まれるケースも多く、障がいのある人の防犯意識を向上させる取組を講じていくことが必要です。さらに、地域住民による日常的な見守りは、犯罪を未然に防ぐことに有効であることから、警察や関係機関、地域住民、関係団体との連携した取組が求められます。

²¹避難行動要支援者避難支援計画：災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、自助・共助・公助が一体となって避難行動要支援者の支援体制を構築し、災害時の避難等における効果的な支援を行うための計画。

《災害時に困ること》



(2) 施策の方向性

- 1) 防災対策の推進
- 2) 災害時の避難支援体制の確立
- 3) 防犯対策の推進

(3) 具体的な取り組み

1) 防災対策の推進

取組		内容
①	ハザードマップの活用	<ul style="list-style-type: none"> 全戸配布されている「宇城市ハザードマップ²²」を活用し日頃から、避難場所や避難経路について認識を深めます。
②	防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 住民同士で助け合いがなされるよう、地域ごとに防災訓練を実施し、防災に対する市民の意識を形成し、また、障がいのある人自身が防災訓練に参加することで、災害時のスムーズな避難を促進します。

2) 災害時の避難支援体制の確立

取組		内容
①	防災ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織を育成し、協議会を結成することで、今後地域と行政の連携を図ります。
②	避難行動要支援者制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者避難支援計画に基づき、民生委員やボランティアと連携し、対象となる人の把握や緊急時の連絡体制の強化に努めます。
③	避難場所での障がい者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所²³を充実し、障がいのある人が災害時に安心して過ごせる居場所づくりを行います。 避難場所において、障がい者に配慮されたトイレの整備や必要な医療的ケアが受けられるような設備の整備、障がいの特性を理解した支援員の配置を行います。
④	情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に必要な情報が十分に得られるよう、障がいの特性に配慮した情報提供体制の充実に取り組みます。

²² ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発地点、被害の拡大範囲および被害程度、避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

²³ 福祉避難所：災害時に一般避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者、妊婦など、災害時に援護が必要な人たち（要援護者）に配慮した市町村指定の避難施設。

3) 防犯対策の推進

取 組		内 容
①	知識の普及	・判断能力が不十分な人などの被害を未然に防ぐため、消費者トラブルに関する知識の普及を行います。
②	地域安全ネットワークの構築	・障がいのある人の安全を守るため、警察署や交番に設置されているファックスやパソコンを活用し、地域安全ネットワークの構築を図ります。
③	消費者安全確保地域ネットワークの構築	・障がいのある人の消費者被害を防止するため、消費生活センターと医療・福祉関係や警察、教育、商店の事業者、消費者団体による消費者安全確保地域ネットワークを構築し、情報交換や対策の協議等を行います。



4. 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 現況と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくっていくためには、地域社会全体で障がいや障がいのある人に対する理解が不可欠です。

しかし、アンケート調査では、差別や嫌な思いを感じた場面として、「まちなかなど外での人の視線」「日常生活の中で周りの人から」「隣近所づきあい」があげられています。

国においては、平成24年に「障害者虐待防止法」、平成25年に「障害者差別解消法」が施行されています。熊本県では、障がいのある人の権利を擁護するために、平成24年に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例²⁴」を制定しました。このような法律や条例の周知や啓発を行い、障がいのある人への差別解消の理念を市民に浸透させるとともに、障がい特性に対する理解を促進することが求められています。

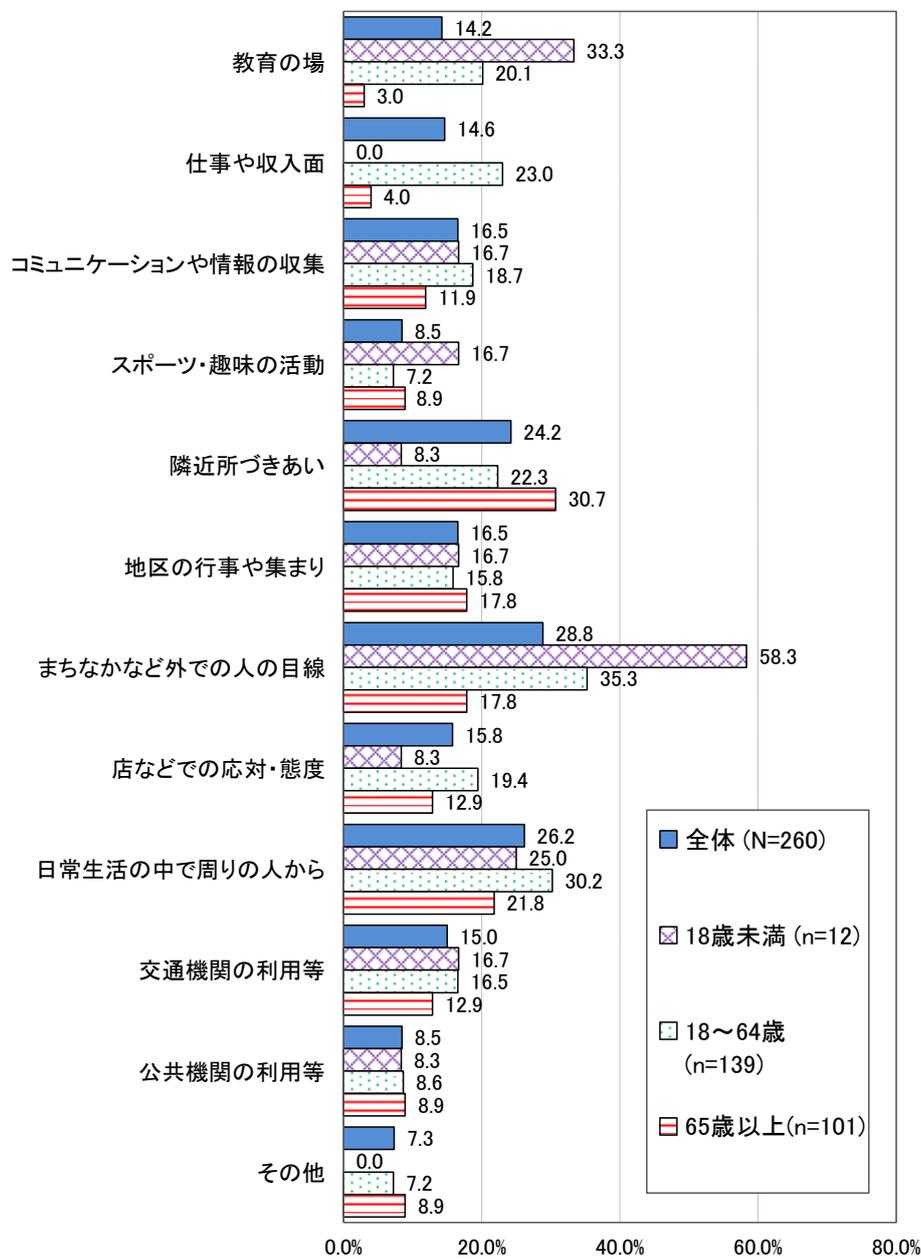
また、知的障がいのある人や精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人に対しては、障がいによる不利益が生じないように、成年後見制度の周知や活用などを進めていく必要があります。

アンケート調査によると、ノーマライゼーションを広めるために必要なこととして、「子どもの時からの障がいや人権に関する教育の充実」が最も多くあげられています。学校教育のなかでも、交流の場などにより、子どもの頃から障がいのある人を理解し、共に生きていく心の育成が求められます。また、地域の中で障がいのある人との共生を進める上で、地域住民との交流が重要です。

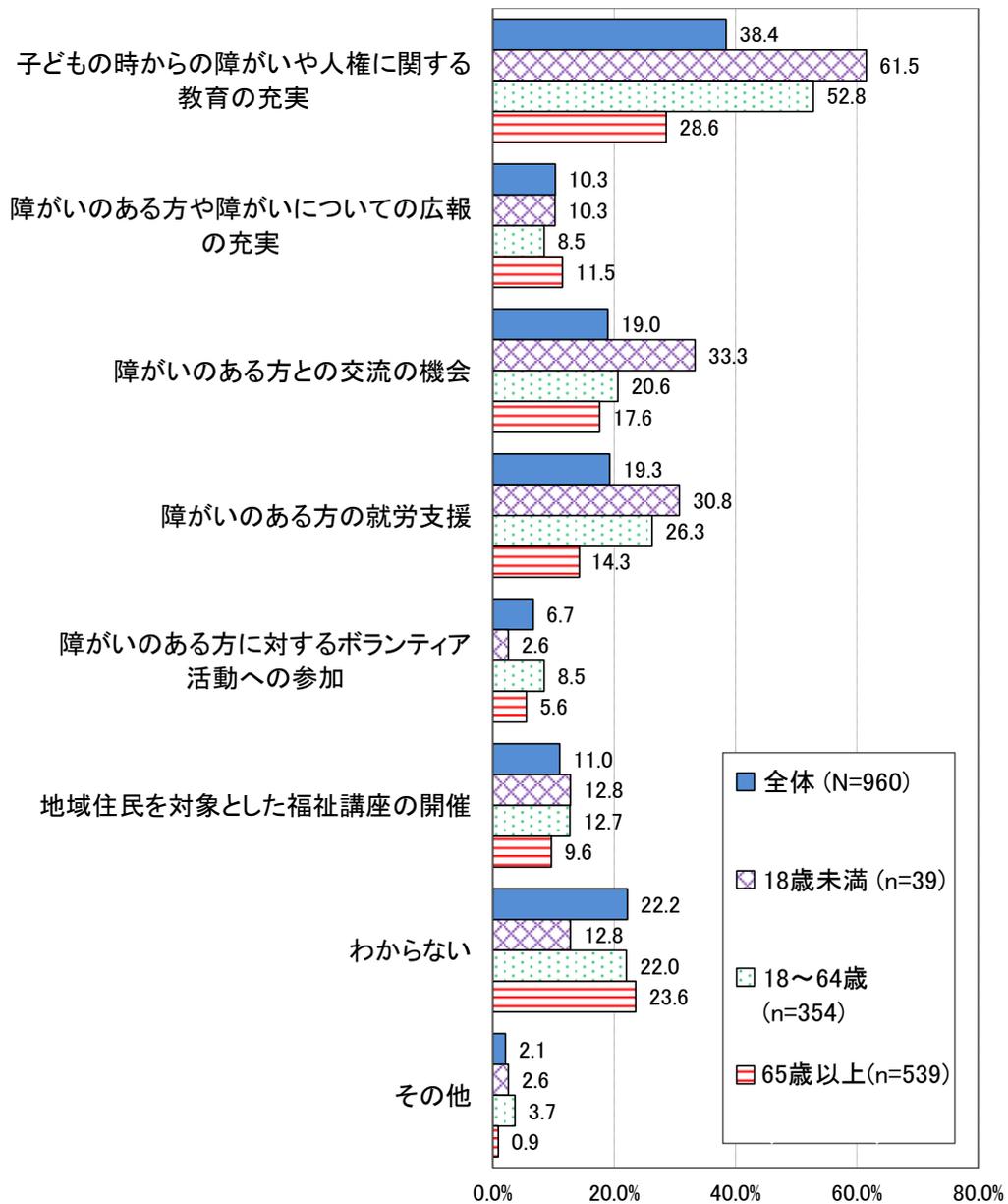
さらに、障がいのある人の支援を行うボランティア活動を進めるために、ボランティアの育成やボランティア団体の支援等が求められます。

²⁴ 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」：障がいのある人に対する不利益な取扱いや、障がいのある人の社会参加を妨げる社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮に関する問題を、相談活動を通じて解消し、すべての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指す条例。

《差別や嫌な思いをした場面》



《ノーマライゼーションを広めるために必要なこと》



(2) 施策の方向性

- 1) 啓発・広報の推進
- 2) 福祉教育の推進
- 3) 地域の人との交流の促進
- 4) ボランティア活動の促進

(3) 具体的な取り組み

1) 啓発・広報の推進

取組		内容
①	法律や条例の周知	・広報紙等の活用や、各関係機関との連携、地域活動等を通して、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の内容を市民に周知します。
②	「障害者週間」等の周知	・広報紙により、「障害者週間（12月3日～9日）」、「人権週間（12月4日～10日）」、「障害者雇用支援月間（9月）」等の周知を図ります。
③	講習会・講演会の開催	・障がいの特性を正しく理解し、偏見や差別などをなくすために、障がいのある人の理解のための講習会や講演会を開催します。
④	ヘルプカードの普及・啓発	・障がいのある人への配慮や日常的な支援の輪を広げるため、当事者団体やヘルプカード ²⁵ の普及・啓発を推進します。
⑤	成年後見制度の周知・活用	・広報紙等により、成年後見制度の周知を行い、成年後見制度利用支援事業を推進します。

2) 福祉教育の推進

取組		内容
①	障がい児との交流活動の支援・促進	・幼少期から障がいのある人と触れ合い、交流することでノーマライゼーションの理念の定着を図り、「福祉の心」を育みます。
②	地域における福祉教育の推進	・福祉事務所、保健所、各種福祉団体等と連携して、職場や地域、家庭等において、福祉施設体験学習会や福祉講演会等を開催し、障がいのある方とのふれあい交流の促進や福祉教育の拡大に努めます。

²⁵ ヘルプカード：障がい者が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカード。

3) 地域の人との交流の促進

取 組		内 容
①	イベントを通じたふれあいの促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいや高齢により、閉じこもりがちにならないよう、行政や地域で開催されるイベント等を通じた地域住民とのふれあいを促進します。
②	地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所や保健所、各種福祉団体等と連携し、地域の助け合い、支え合いの意識を醸成しながら、地域福祉活動を促進します。

4) ボランティア活動の促進

取 組		内 容
①	ボランティア活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の意義や必要性について市民へ啓発し、ボランティア活動の積極的な参加を促進します。
②	ボランティアに携わる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会と連携し、地域で活動する人材の発掘・育成に努め、ボランティア活動推進にあたっての指導的人材を育成します。
③	学校教育におけるボランティア活動の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育における児童生徒のボランティア活動についての理解を深め、障がいのある人や児童生徒の積極的な地域活動への参加を促進します。
④	ボランティア団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体がボランティア活動をより活性化するために、社会福祉協議会と連携して、研修会等を開催し、活動に必要な知識・技能を付与することで、市民が主体となった活動の推進を図ります。

5. 行政等における配慮の充実

(1) 現況と課題

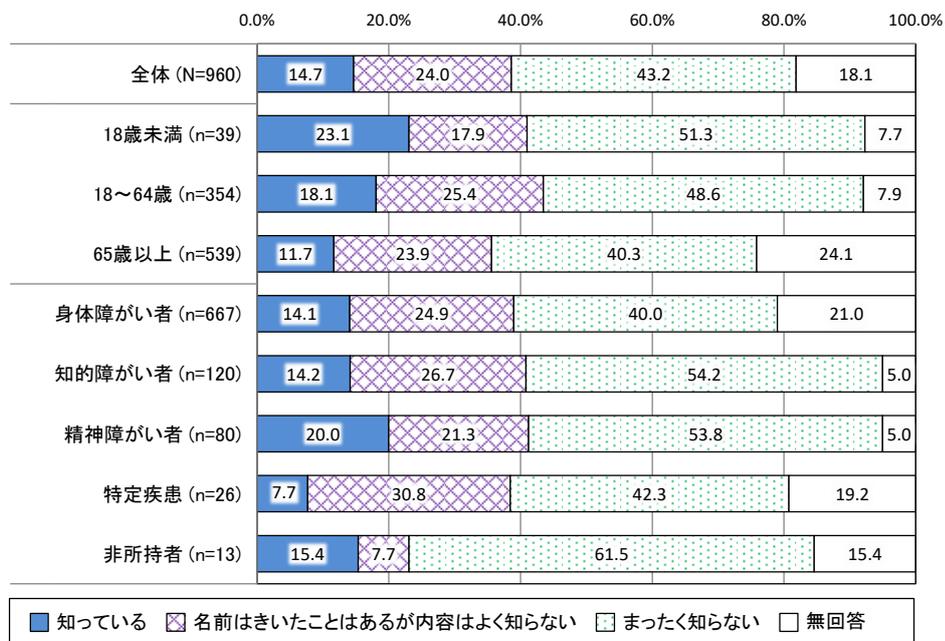
市役所等の行政機関において、障がいのあることで、意思を伝えることが困難な場合や自筆が困難な障がい者に自筆が求められる場合など、事務手続きに困難を抱える場合があります。

「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行され、差別を解消するための措置として、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮を提供することを、国及び地方公共団体等の法的義務としています。このため、平成28年度に、宇城圏域障がい者支援協議会権利擁護部会²⁶を設置し、障がいを理由とする差別を解消するために、関係機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを進めています。

一方で、アンケート調査によると、『障害者差別解消法』や『合理的配慮』について、「まったく知らない」という回答の割合が最も高く、障がいのある人においてその認知度は低い結果となっています。市や行政機関の職員等がその意味や内容を理解し、障がいのある人に対して適切に配慮が行われるよう意識の徹底を図る必要があります。

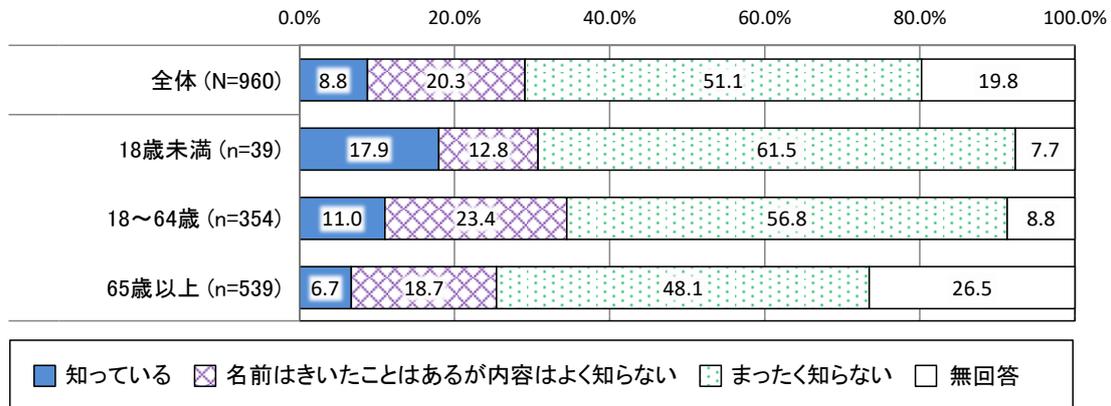
また、政治への参加として選挙は重要な役割を有していますが、様々な障がいのある人の投票が可能となるように、投票所におけるバリアフリー化が必要とされます。

《『障害者差別解消法』の認知度》



²⁶宇城圏域障がい者支援協議会権利擁護部会：障害者差別解消法に基づき障がいのある人への理解を深める取り組みや差別をなくすための取り組みを検討する組織。

《『合理的配慮』の認知度》



(2) 施策の方向性

- 1) 行政機関等における配慮および障がい者理解の促進
- 2) 選挙における配慮等

(3) 具体的な取り組み

1) 行政機関等における配慮および障がい者理解の促進

取組	内容
① 障害者差別解消法に基づく差別の禁止、合理的配慮の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や、障がいのある人に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供について、市民や事業者等に広報紙等で啓発を行ないます。 ・ 宇城圏域障がい者支援協議会権利擁護部会の取組について周知します。
② 行政職員等の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員等に対する、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めるため、研修などを行い、窓口等において障がいのある人が必要とする配慮の徹底を図ります。

2) 選挙における配慮等

取組	内容
① 投票環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投票所のバリアフリー化や、障がいのある人の利用に配慮した投票設備の設置など投票所における投票環境の向上に努めます。

6. 生活支援の推進

(1) 現況と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、一人ひとりのニーズとライフステージに応じたきめ細かなサービスが質・量ともに確保され、自ら望む生活の在り方を選択できるよう、サービス基盤を整備していく必要があります。

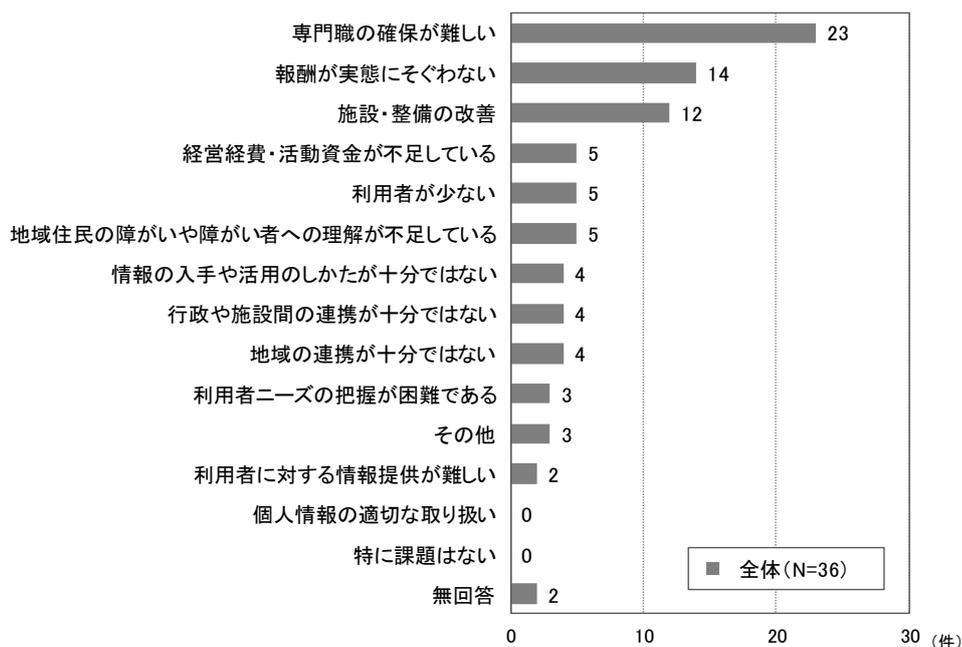
また、医療機関から精神障がいのある人の地域への移行を進めるため、地域移行支援等の充実を図る必要があります。

さらに、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム²⁷の構築に向けて、相談機能の充実を図る必要があります。

平成28年度には、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、障がい児福祉計画の策定が市町村に義務付けられ、障がい児支援のニーズへのきめ細かな対応が求められています。

また、事業所アンケートからは、事業運営にあたって課題として、専門職の確保が難しいことがあげられています。サービスの報酬の見直しや研修の充実などを通して、専門職の確保と専門性の向上を推進する必要があります。

《事業運営の課題》



²⁷地域包括ケアシステム：高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、地域の関係機関・団体がサポートし合う社会のシステム。

(2) 施策の方向性

- 1) 生活支援の充実
- 2) 地域移行支援の充実
- 3) 相談支援体制の構築
- 4) 障がいのある子どもに対する支援の充実
- 5) 人材の育成と確保

(3) 具体的な取り組み

1) 生活支援の充実

取組		内容
①	情報提供体制の充実	・サービスを必要とする障がいのある人が適切にサービスを利用できるよう、事業所等と連携して情報提供体制の充実を図ります。
②	在宅サービスの充実	・在宅の障がいのある人の日常生活又は社会生活を営む上での居宅介護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
③	地域活動支援センター ²⁸ の充実	・日常生活の活動の場として、地域活動支援センターの充実を図ります。
④	地域生活支援拠点 ²⁹ 等の整備	・障がいの重度化・高齢化にも対応できるように、居宅支援サービスの提供体制の確保及び専門的ケアを行う地域生活拠点を宇城圏域で設置します。
⑤	グループホームの整備	・障がいのある人の地域における居住の場として、多様な形態のグループホームの整備を推進します。
⑥	福祉用具等の利用促進	・障がいのある人に、介護用品の給付、福祉用具の貸与等を促進します。

²⁸地域活動支援センター：障害者総合支援法を根拠とする、障がいによって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設。目的によって、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分かれる。

²⁹地域生活支援拠点：障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた生活拠点。

2) 地域移行の支援

取組	内容
① 地域移行支援・地域定着支援の充実	・医療機関から退院した精神障がい者等の地域移行支援・地域定着支援のため、障がい福祉サービスの充実や地域相談の提供体制を図ります。

3) 相談支援体制の構築

取組	内容
① 地域包括ケアシステムの充実	・障がいの種別や年齢を問わず、障がいのある人やその家族に対する相談窓口機能、保健・医療・福祉サービスのコーディネート、専門的な機関への紹介などの機能を備えた総合相談支援体制の充実を図ります。
② 身近な相談機会の充実	・民生委員・児童委員等の相談活動への支援、活動の周知を図ります。
③ 基幹相談支援センター ³⁰ の運営推進	・各相談事業所の指導や人材育成を目的に、基幹相談支援センターを宇城圏域に設置します。
④ 地域自立支援協議会 ³¹ の運営推進	・宇城圏域に設置されている宇城圏域障がい者支援協議会の運営の推進を図ります。
⑤ 発達障害者支援地域協議会 ³² の周知	・県で設置している発達障害者地域支援協議会と連携し、発達障がいに関する早期発見・早期支援に努めます。
⑥ 難病相談・支援センターの周知	・県で設置している難病支援センターの周知を行い、難病患者の利用を促進します。

³⁰基幹相談支援センター：障がいの相談支援を総合的・一元的に実施する、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

³¹地域自立支援協議会：障がい者などが自立した地域生活を営むことができるよう、地域の課題解決などを協議する場。

³²発達障害者支援地域協議会：家族や学識経験者、関係団体、関係機関の従事者などにより構成され、発達障がいを有する人の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備について検討するために設置される組織。

4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

取組	内容
① 子どもに寄り添う支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子ども及びその家族に対して、宇城圏域で児童発達支援センター³³を設置し、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。 ・療育方法に関する情報提供やカウンセリングなどの支援を行います。
② 保育所での障がい児の受入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児保育担当職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施等を行い、障がい児の保育所での受け入れを促進します。
③ 障がい児福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児の指導訓練等の支援を行い、児童発達支援³⁴等を提供するとともに、保育所等訪問支援³⁵、放課後等デイサービス³⁶等の適切な支援を提供します。

5) 人材の育成と確保

取組	内容
① 専門従事者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・身体・知的障がい者相談員³⁷等の活動が重要となるため活動の活性化を図るとともに、専門的知識の習得の機会を推進します。
② 専門従事者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉事業所の福祉サービスの質的向上及び円滑な提供を行うため、介護福祉士や社会福祉士等の確保について大学や専門学校等の教育機関と連携を図るとともに、人材確保に関する支援を県や専門職の団体に働きかけます。

³³児童発達支援センター：地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉型と医療型がある。

³⁴児童発達支援：障がいのある未就学の子どもが、家庭から通いながら療育や生活の自立のための支援を受けることができるサービス。

³⁵保育所等訪問支援：障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、障がい児本人や施設のスタッフに対して行う支援。

³⁶放課後等デイサービス：児童福祉法を根拠とし、障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や、学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えた福祉サービス。

³⁷身体・知的障がい者相談員：障がいのある人や家族が日常生活で困ったときなどに、相談に応じ、必要な制度を活用できるように関係機関につなげる人。

7. 保健・医療の推進

(1) 現況と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で生活を続けるためには、障がいの重度化を防止、病気を予防して健康維持を図ることが重要です。そのために、一次予防としての健康教育が必要であり、さらに二次予防としての各種健康診査等による早期発見、早期治療・療育、三次予防としての医学的リハビリテーションの充実、適切な保健・医療サービスの提供が必要となります。

そのため、健康相談、健康教育、妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査など、各ライフステージに応じた疾病の予防と早期発見、市民総ぐるみによる健康づくりの推進が求められています。

また、健診時の医療従事者の対応の改善（障がいへの配慮）や、病院での手話通訳者の配置など、医療機関における障がいへの理解や専門性の向上が求められています。さらに、障がいのある人が保健・医療サービスを安心して受けられるよう、各関係機関との連携による地域医療・地域リハビリテーションの充実が必要です。

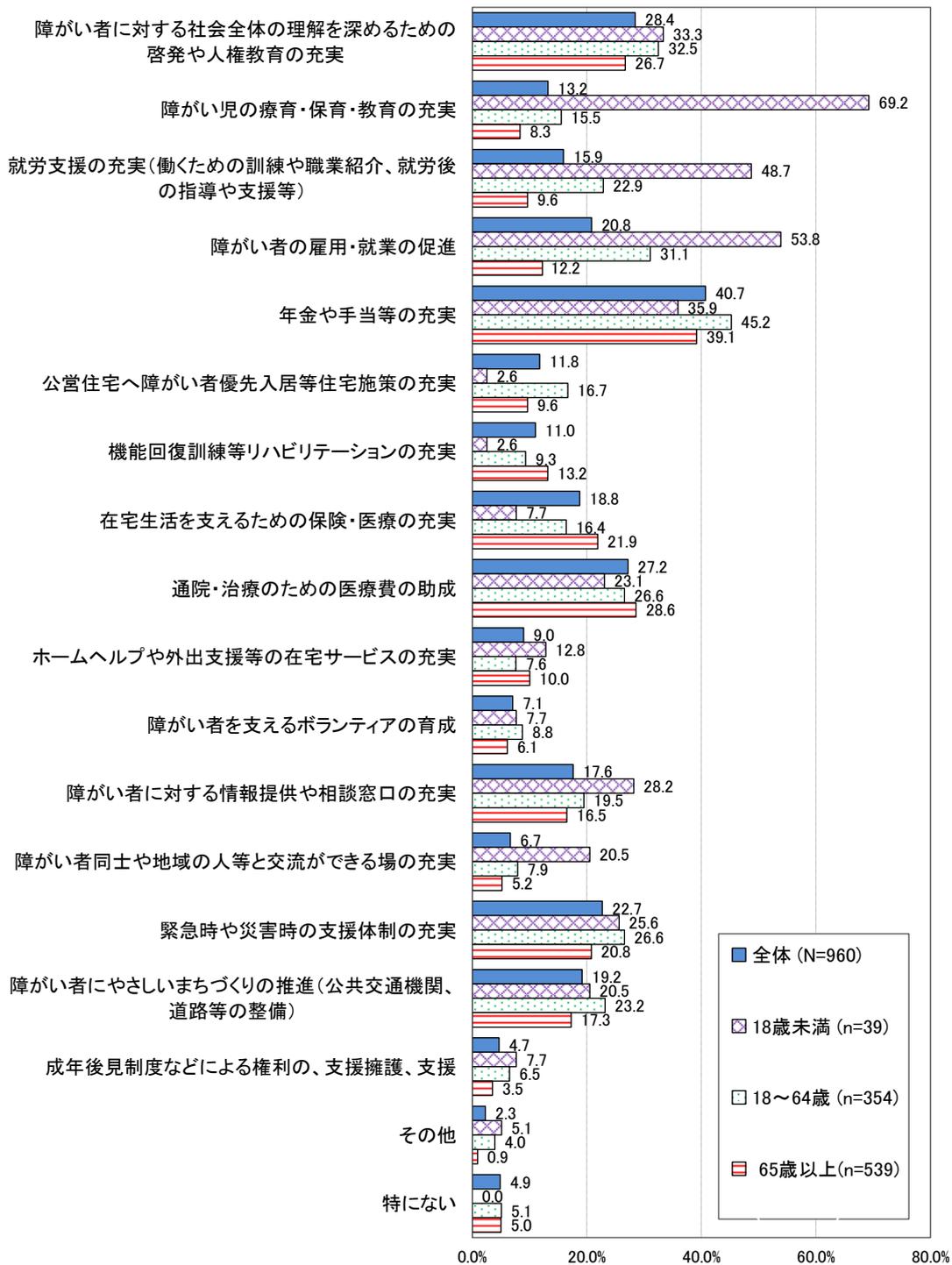
アンケート調査では、障がい者が暮らしやすい宇城市となるために必要なこととして、上位3つの内の1つに「通院・治療のための医療費の助成」があがっています。障がいのある人や難病を抱える人などが、心身ともに健康で自立した日常生活が送れるように、医療費の適切な助成について検討が必要です。

また、うつ病をはじめとする精神疾患が関係する自殺予防、高次脳機能障がいや自閉症等の発達障がい、精神障がいのある人や難病を抱える人など、障がいの特性に応じた支援が必要です。

そのため、障がいのある人及びその家族等を対象とした医療や各種サービスの紹介、日常生活に係る相談支援体制の充実が求められます。

さらに、精神障がいや難病に対する理解の促進や、地域生活の定着に向けた地域交流や理解の普及啓発が求められます。

《障がい者が暮らしやすい宇城市となるために必要なこと》



(2) 施策の方向性

- 1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- 2) 保健・医療の充実
- 3) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- 4) 精神保健・医療の適切な提供

(3) 具体的な取り組み

1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

取 組		内 容
①	乳幼児時期の障がい児の早期発見	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの発生予防、早期発見のため、訪問指導など、妊産婦の健康教育、健康指導及び健康診査、新生児や乳幼児に対する健康診査を実施します。 障がいのある乳児、児童生徒に関する窓口、電話相談の充実を図り、予防接種の適切な実施に努めます。
②	生活習慣病の予防・早期発見	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診・特定保健指導の充実により、脳血管疾患等につながる生活習慣病の予防と早期発見につなげます。
③	心の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ストレス解消法をテーマとする講座等を開催し、心の健康づくりを推進します。

2) 保健・医療の充実

取 組		内 容
①	地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人や高齢者など、援護が必要な人達に対する福祉・介護サービスを随時、適切に提供できる体制整備を図ります。
②	医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> 自立した日常生活を送るために必要な医療について、医療費の助成を行います。
③	成人保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 後遺症として身体障がい、視覚障がいや様々な内部障がいをきたす脳血管疾患、高血圧、糖尿病等の生活習慣病を予防するため、地域における健康診査等への受診勧奨や疾病等に関する健康相談、健康教育活動を充実させます。

3) 保健・医療を支える人材の育成・確保

取 組		内 容
①	人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関における保健医療対策の推進にあたっては、専門的技術を有する質の高いマンパワーの確保が不可欠です。このため、理学療法士、作業療法士、看護職員等の専門従事者の養成・確保について、大学や専門学校等の教育機関と連携しながら支援を行います。

4) 精神保健・医療の適切な提供

取組	内容
① 精神科デイケアの充実	・精神障がい者の外来治療と日常生活へのリハビリテーションとして重要な精神科デイケア ³⁸ の充実を図ります。
② 多職種によるアウトリーチの充実	・在宅の精神障がいに対する多職種によるアウトリーチ ³⁹ の充実を図ります。



³⁸ 精神科デイケア：精神障がいのある人が、社会参加、社会復帰、復学、就労などを目的に様々なグループ活動を行う通所施設のこと。

³⁹ アウトリーチ：医療機関・福祉サービスや公共機関などが在宅の患者や障がい者、要介護者等を訪問し、積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

8. 教育の振興

(1) 現況と課題

子どもたちは、様々な特性や個性を持ちつつ、その子らしい豊かな発達過程を歩んで成長していきます。特に、学校教育現場では、障がいのある児童生徒について、その子の可能性を最大限に伸ばし、社会参加や自立の促進を図るため、一人ひとりの障がいの状態や能力・適性等に応じた教育を推進していく必要があります。

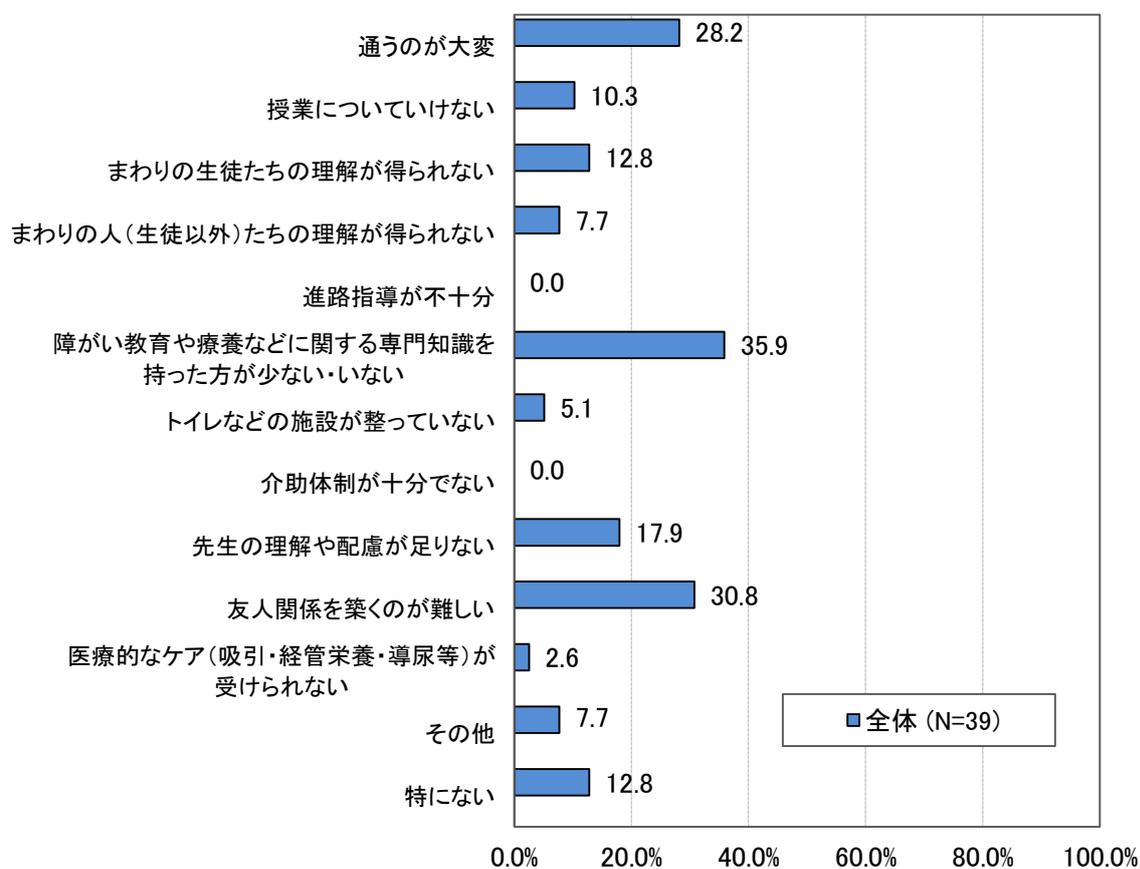
現在、本市では、小学校11校、中学校3校に特別支援学級が設置されています。学校内においては、できる限り通常クラスでの授業・交流学級に取り組み、障がいの有無に関わらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築しています。

今後、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に学び、共に遊ぶ機会をつくり、個性を尊重し合う共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進が求められています。

本市では、宇城市特別支援教育連携協議会を設置し、保健・福祉・教育関係部署の連携、情報共有を図るとともに、市内の幼稚園、保育所、公立小中学校、県立高校それぞれに特別支援教育コーディネーターを選任し、保護者や本人の就学相談に応じています。しかし、アンケート調査では、障がいや病気のある児童生徒が通園・通学する上での問題点として、「障がい教育や療養などに関する専門知識を持った方が少ない・いない」が最も高くなっています。また、関係団体等のヒアリング調査では、発達障がい児について理解や啓発が進んでいないことや、障がい児教育全般について専門知識を持った人が少ないという課題があげられています。

さらに、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設及び教育環境のバリアフリー化が求められています。

《障がいや病気のある児童生徒が通園・通学する上での問題点》



(2) 施策の方向性

- 1) インクルーシブ教育システムの推進
- 2) 教育環境の整備

(3) 具体的な取り組み

1) インクルーシブ教育システムの推進

取組		内容
①	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある児童生徒が、障がいのない児童生徒や地域社会と交流する学習機会を拡充し、理解と啓発を深めるとともに、両者が共に育つ、地域に開かれ、地域に支えられた障がい児教育の充実に努めます。
②	校内支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築し、スクールカウンセラー⁴⁰、スクールソーシャルワーカー⁴¹等の専門家や、特別支援教育支援員の活用を図ることで、学校が組織として、障がいのある児童生徒の多様なニーズに応じた支援を提供できるように努めます。

2) 教育環境の整備

取組		内容
①	早期からの教育相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 医療・保健・福祉等の連携のもと、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断等の結果等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。
②	就学前から卒業後までの切れ目のない教育支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもが、生涯にわたって一貫した支援が受けられるよう、保護者や関係者が連携して作成する「よかところファイル」を周知し、利用を促進します。
③	教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたち一人ひとりの能力が最大限に発揮できるよう、個別の指導計画や教育支援計画を活用し、子どもたちが合理的配慮のもとで、教育の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにします。
④	教職員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある児童生徒の教育における教職員の役割の重要性を踏まえ、教育形態に応じた専門的研修の一層の推進に努めます。 全ての教職員が障がいのある児童生徒を正しく理解・認識するため、校内の情報共有や指導体制を確立します。

⁴⁰ スクールカウンセラー : 小・中学校等の教育機関において心理相談の業務に従事する心理職の専門家のこと。

⁴¹ スクールソーシャルワーカー : 子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携して教育を支援する福祉の専門家のこと。

取組	内容
⑤ 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 就学相談では、障がいのある児童生徒の実態を的確に把握するとともに、保護者の様々な疑問に答えるような情報を提供します。 • 障がいのある幼児・児童生徒の多くが言語に遅れがあることから、家庭での取組について保護者の研修の機会を持ちます。 • 保護者のサークル活動へ情報提供や活動を支援します。



9. 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 現況と課題

障がいのある人が地域社会で自立した生活を営み生きがいのある生活を送る上で、就労による社会経済活動の役割は重要な意義を持っています。そこで、雇用への一層の推進を図るため、ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就業・生活支援センター⁴²、就労支援事業所等をはじめとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援、雇用後の職場定着支援までの総合的な就労支援が求められます。

精神障がい者の就労支援の担い手として、ハローワークが実施している「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座⁴³」への参加が望まれます。

アンケート調査では、仕事上の不安や不満として、「収入が少ない」「仕事がきつい」「自分に合った内容の仕事が無い」があげられています。

そのため、働く意欲のある人がその適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、職業訓練等により、雇用の創出を図る必要があります。

本市では、自然豊かな条件を活かして「農と福祉の連携⁴⁴」のイベントに取り組んでおり、今後、国の補助制度も活用しながら、農業分野での障がいのある人の雇用を促進していくことが望まれます。

また、雇用を促進するために、一般企業等における「障害者雇用率制度⁴⁵」の達成や「障害者優先調達推進法」に基づく障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入の制度の推進が求められます。

さらに、就労継続支援 A 型事業所における就労の質を向上させるため、「障害者総合支援法」に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する適正基準の確保や、就労継続支援 B 型事業所も含む工賃の向上を図る必要があります。

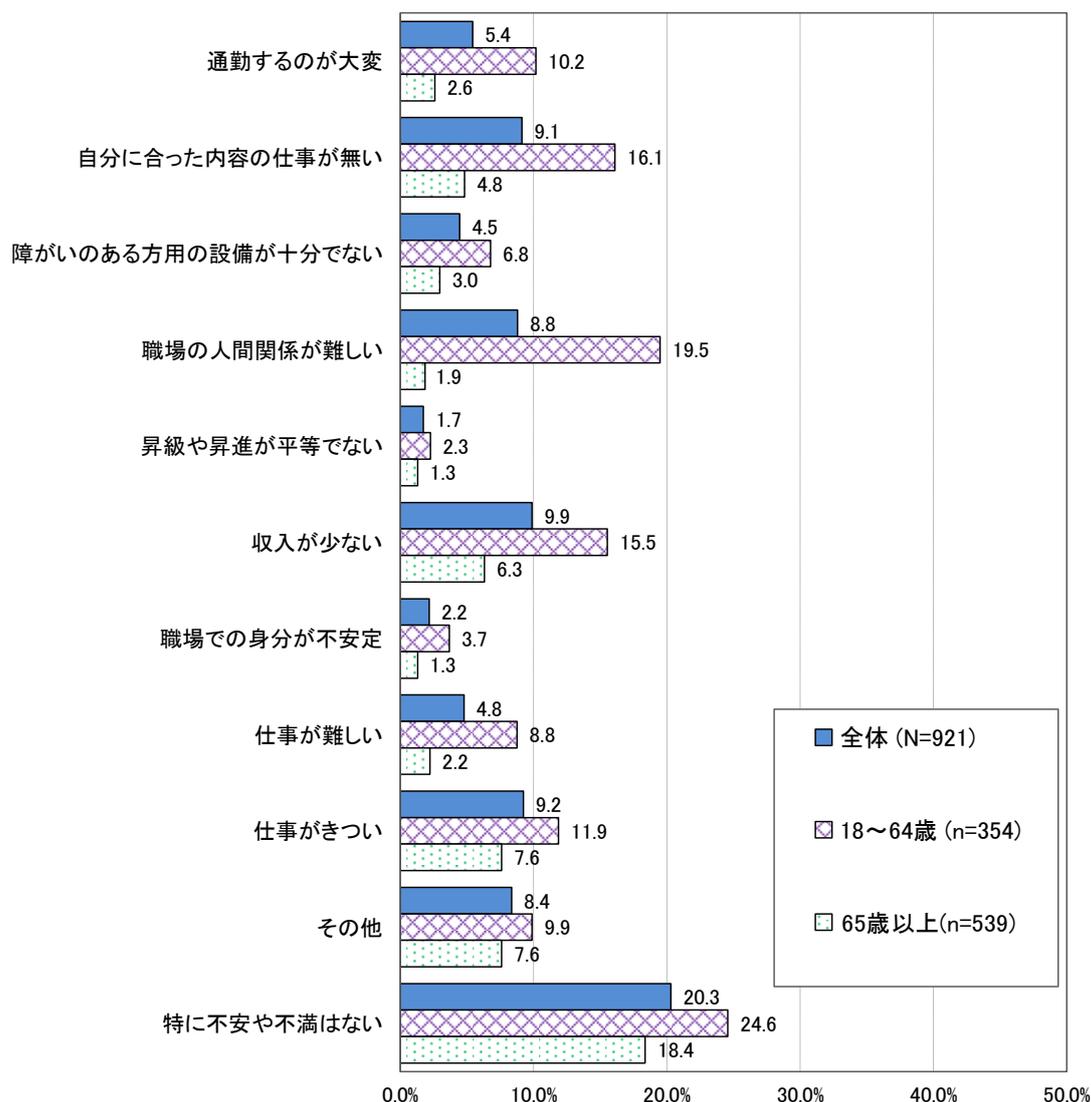
⁴²障害者就業・生活支援センター：障がいのある人の「働くこと」について、相談を受け、医療機関、福祉施設、ハローワークなどと連携しながら解決できるようにサポートする施設。

⁴³精神・発達障害者しごとサポーター養成講座：一般企業等の従業員を主な対象とし、精神障がい、発達障がいに関して正しく理解し、職場での応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となるよう効果的な啓発の機会の提供として実施する養成講座のこと。

⁴⁴農と福祉の連携：農業分野と福祉分野が連携した取組。高齢農業者の経験や知識、技術を活かし、生きがいを持って農業に関する活動を行うことが継続できる環境づくりを推進する。また、主に知的・精神的に障がいのある人の農業分野での就労を支援する。

⁴⁵障害者雇用率制度：障がい者の雇用対策として、障害者雇用促進法に基づき、企業に対して、雇用する労働者の 2.2%（民間企業）、2.5%（公共団体）に相当する障がい者を雇用することを義務付ける制度。

《仕事上の不安や不満》



(2) 施策の方向性

- 1) 総合的な就労支援
- 2) 経済的自立支援
- 3) 障がい者雇用の促進
- 4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- 5) 福祉的就労の底上げ

(3) 具体的な取り組み

1) 総合的な就労支援

取 組		内 容
①	ハローワークによる職業支援	・ハローワークが実施する障がい者の特別相談、巡回職業相談や障害者社会復帰連絡会議の開催等に積極的な協力と参加を促進します。
②	就労前から職場定着支援まで一貫した支援	・ハローワークや障害者就労・生活支援センターなどの地域の関係機関が密接に連携し、就労意欲のある障がい者が職場定着するまでの一貫した支援を実施します。

2) 経済的自立支援

取 組		内 容
①	制度の周知・利用促進	・障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるように、年金や諸手当、障がい福祉サービスにおける利用者の負担軽減など各種支援制度の周知に努め、受給資格者の利用を促進します。

3) 障がい者雇用の促進

取 組		内 容
①	精神障がい者の雇用促進	・平成25年の「障害者雇用促進法」の改正に基づき、精神障がい者の雇用が義務化されたことを踏まえ、精神障がい者の雇用について企業への理解促進に努め、雇用の促進を図ります。
②	法定雇用率の達成	・民間企業及び市職員の採用については、法定雇用率の達成はもとより、特別枠の障がい者の採用、雇用率の目標値等により雇用機会の拡大を図ります。
③	精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の周知	・公共職業安定所（ハローワーク）が実施する精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の周知を行います。

4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

取 組		内 容
①	障がい特性に応じた就労支援	・多様な障がい特性に応じた就労支援を充実・強化し、障がい者の雇用の拡大と就労定着支援を図ります。
②	多様な就業機会の確保	・短時間労働や在宅就業、自営業など障がい者が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、ICTを活用したテレワークの普及・拡大を図ります。
③	雇用の創出	・宇城市障がい者自立支援センターを中心に、障害者就業・生活支援センター事業の委託事業所（国・県委託）や就労支援事業所と連携して企業訪問を行い、雇用の創出を図ります。
④	農業分野での就労支援	・障がい者の就労訓練及び雇用を目的とした福祉農園を整備する「農」と福祉の連携プロジェクトを活用し、農業分野での障がい者雇用を促進します。
⑤	物品・サービスの優先購入（調達）	・「障害者優先調達推進法」に基づき、市や行政機関等の障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

5) 福祉的就労の底上げ

取 組		内 容
①	就労の場の確保	・一般的な雇用が困難な障がいのある人に対しては、就労移行支援及び就労継続支援事業所の新設・拡大等を進め、就労の場の確保に努めます。
②	工賃の向上	・事業所の経営力強化に向けた支援や、共同受注化など、官民一体となった取組の推進により、就労継続支援事業所の工賃の向上を図ります。

10. 生涯学習、文化芸術活動・スポーツの振興

(1) 現況と課題

障がいのある人が個性ある創作活動や学習活動を行うことにより、就労や趣味の世界を広げ、自己実現と人生を豊かなものにすることが期待されます。

そのため、障がいのある人の年齢や障がいの特性に応じた生涯学習を可能とする環境が求められます。特に、学校卒業後に、障がい者が生涯を通じて、健やかで生きがいのある生活が送られるように、地域と学校の連携・協働の下、スポーツ・文化などの様々な機会に親しむことができるよう多様な学習機会の提供や充実が求められます。

また、文化芸術活動、スポーツやレクリエーションへの参加は、障がいのある人の生活を豊かにする上で極めて重要であるとともに、活動を通じて市民への障がいに対する理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進に大きく寄与するものです。

特に、スポーツについては、障がいのある人の体力の増強や交流、余暇の充実等が図られるため、からだと心、両方の健康増進という観点からも大きな意義があります。

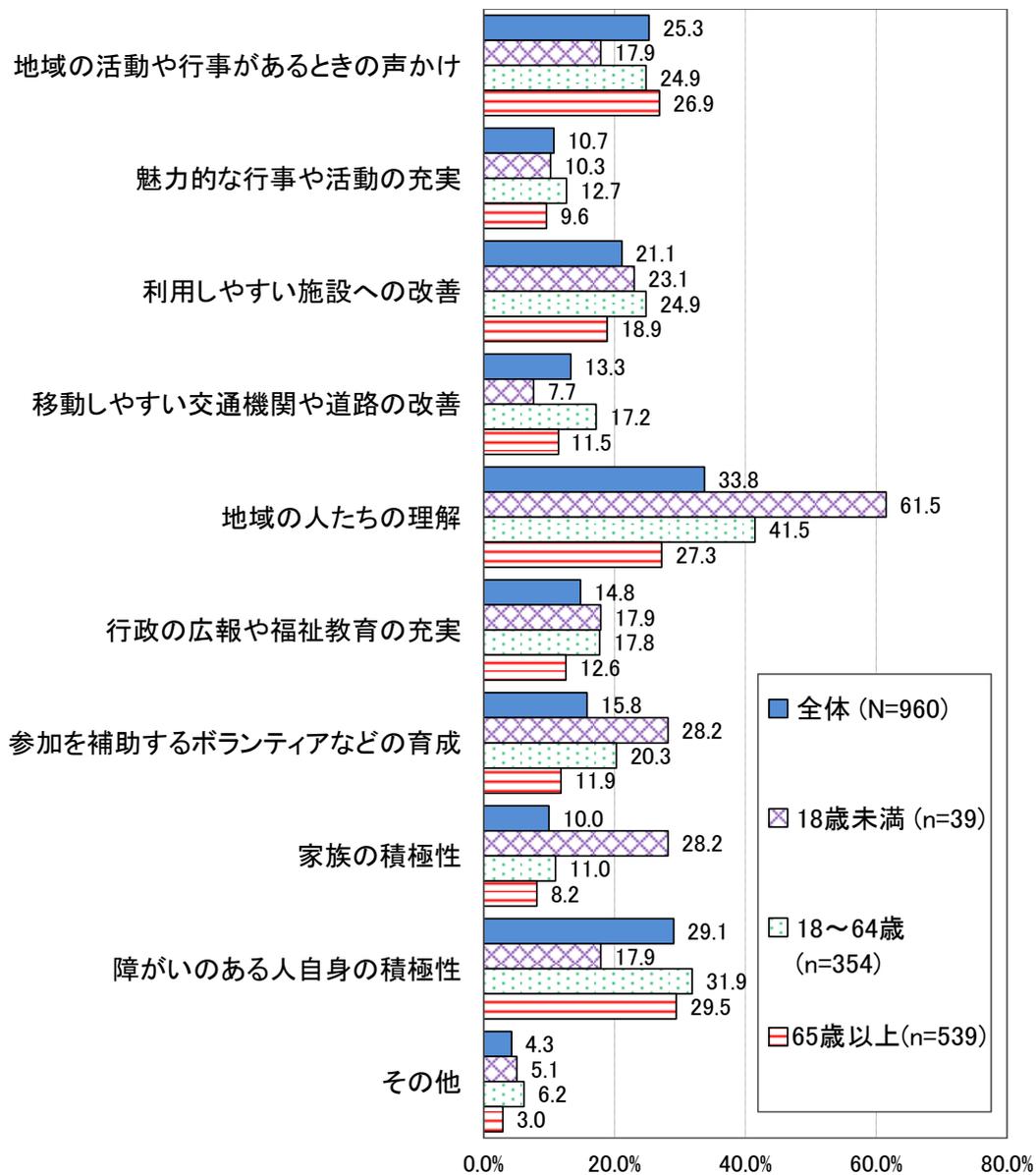
本市では、宇城市社会福祉協議会が毎年度、身体障がい者スポーツ大会を主催し、障がい者のスポーツ活動を推進しています。また、本市では、障がい者団体が開催する各種スポーツ大会やレクリエーションを支援し、障がいのある人同士の交流や、市民との交流が図られるよう、機会の確保に努めています。

さらに、障がいのある人やその家族、ボランティア、地域住民等が気軽に参加できる各種イベントの開催や、活動内容を市民に周知することや、より活発な地域交流が図られる機会の確保が求められます。

また、アンケート調査によると、地域や社会に積極的に参加していくために大切なこととして、「地域の人たちの理解」という回答が最も高く、次いで、「障がいのある人自身の積極性」「地域の活動や行事があるときの声かけ」が多くあげられています。

このため、障がいのある人の生きがいづくりや生活の質の向上を目的とした、気軽に行える文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション等について、障がい者団体等との連携や地域住民に対する理解促進が求められています。

《地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと》



(2) 施策の方向性

- 1) 生涯学習の振興
- 2) 文化芸術活動の振興
- 3) スポーツ活動の振興

(3) 具体的な取り組み

1) 生涯学習の振興

取 組		内 容
①	生涯学習活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・学校・地域の関係機関団体等との連携により、文化・スポーツ・レクリエーション活動等、様々な場面で学習の機会を創出し、生涯学習活動の充実に努めます。 ・誰もが参加しやすい講座や教室の充実に回り、生涯学習の支援・充実に取り組みます。
②	読書環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・宇城市立図書館、学校図書館における障がい者の読書環境の整備を促進します。
③	地域学校協働活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動⁴⁶」を推進し、障がいのある子どもたちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実等を促進します。

2) 文化芸術活動の振興

取 組		内 容
①	文化芸術活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の音楽、絵画、演劇、書道などの文化活動や各イベント等への作品展示を進め、文化活動への参加機会の確保に努めます。
②	文化芸術活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が地域において、文化芸術活動に親しむことができるよう、施設や設備の整備などを進めるとともに、文化芸術活動に関する取組を支援します。

⁴⁶地域学校協働活動：地域の高齢者や保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

3) スポーツ活動の振興

取 組		内 容
①	住民に対する啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対して、障がい者スポーツ事業への理解と協力を呼びかけ、参加の促進を図る啓発活動を積極的に展開します。
②	誰もが参加できるスポーツイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの有無に関わらず、全ての住民が参加できるスポーツイベントの開催により、障がいのある人の体力増強だけでなく、住民との交流機会の場を創出します。
③	スポーツ指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるスポーツ、レクリエーション活動を支援するとともに、スポーツ、レクリエーション指導者等の積極的な育成を図ります。



第7章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画における施策を効果的かつ効率的に推進するために、本市の総合計画や地域福祉計画等の上位計画及びその他の個別福祉計画との連携を図り、社会経済状況や市民ニーズの変化に対応した適切な事業の展開を図ります。

また、宇城地域自立支援協議会等関係機関及び庁内関係各課による連携を強化し、総合的に施策の取組を実施します。

2. 計画推進のためのネットワーク構築

本計画の施策は、生活環境、情報、防災・防犯、人権、生活支援、保健・医療、教育、雇用・就業、生涯学習、文化・スポーツ等、広範囲な分野にわたっています。したがって、本計画の推進については、社会福祉課が中心となり、庁内関係各部門と連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域全体で障がいのある人を支える観点から、障がい者関係団体、サービス提供事業者、保健医療機関、ボランティア等の民間団体等の地域ネットワークの構築、強化を進めていきます。

広域的な対応が必要な施策については、宇城圏域及び県と連携を図ってその実現に努めます、また、国・県には、行財政上の措置に関する要請を必要に応じて行います。

3. 広報・啓発活動の推進

本計画について、市の広報紙やホームページ等で周知を図るとともに、障がいのある人と地域住民、関係団体等が協力して実施していくことができるように、障がいや障がいのある人に対する理解を深める取組を推進します。

4. 進捗状況の管理及び評価

(1) 成果目標

本計画の着実な推進を図るため、各分野における成果目標を設定します。(別表)
これらの成果目標は、それぞれの分野における具体的施策を関係機関と連携して実施し、目標の達成を目指す指標となることから、目標の達成に努めます。

(2) 進捗状況の管理

本計画の施策の実施状況を把握し、次期障がい者計画策定時に成果目標の達成状況を検証します。

(3) 計画の評価・見直し

「宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会」を継続して設置し、本計画の評価・見直しを行います。

社会情勢の変化等により本計画の変更の必要性が生じた場合は、計画期間の途中にあっても、本計画を柔軟に見直すこととします。

【別表】 宇城市第3期障がい者計画 成果目標

施策	数値目標	指標	実績 2017年度	目標 2023年度	出典
1. 生活環境の整備	移動しやすい環境の整備	外出に困ること 【公共交通機関が少ない(ない)の回答者の割合】	16.6%	10%	アンケート ※1
2. 情報アクセシビリティの向上	行政情報アクセシビリティの向上	福祉サービスの情報が届いていると思う割合	31.4%	60%	アンケート
	意思疎通支援の充実	手話通訳者・要約筆記者の利用人数	276人	500人	庁内資料
3. 防災、防犯等の推進	災害時の避難支援体制の確立	避難場所・避難経路を知っている割合	46.4%	75%	アンケート
4. 差別の解消及び権利擁護の推進	啓発・広報の推進	差別やいやな思いをした割合	27.1%	15%	アンケート
	地域の人との交流の促進	地域行事への参加率	30.2%	40%	アンケート
5. 行政等における配慮の充実	行政機関等における配慮および障がい者理解の促進	「合理的配慮」の認知度	8.8%	50%	アンケート
6. 生活支援の推進	生活支援の充実	居宅介護サービスの満足度	40.4%	75%	アンケート
	地域移行の支援	福祉施設からの地域移行者数	5人	20人	庁内資料
	障がいのある子どもに対する支援の充実	児童発達支援の満足度	38.5%	60%	アンケート
	人材の育成と確保	受入ができなかった経験の有無	55.6%	40%	アンケート (事業所※2)
7. 保健・医療の推進	障がいの原因となる疾病等の予防・治療	特定健診の受診率	35.4% (2016年)	60%	庁内資料
8. 教育の振興	インクルーシブ教育システムの推進	学校に専門知識をもった人が少ない・いないと感じる割合	35.9%	25%	アンケート
9. 雇用・就業、経済的自立の支援	総合的な就労支援	一般就労移行者数	6人	10人	庁内資料
	障がい者雇用の促進	市役所の雇用率	2.46%	2.7%	庁内資料
10. 生涯学習、文化芸術活動・スポーツの振興	スポーツ活動の振興	スポーツ大会への参加人数 【県のスポーツ大会・市のグランドゴルフ大会・社会福祉協議会のスポーツ大会の参加者の計】	245人	500人	庁内資料

※1 「宇城市障がい者計画・障がい福祉計画 障がい者アンケート調査」(2017年9月実施)

※2 「宇城市障がい者計画・障がい福祉計画 事業所アンケート調査」(2017年9月実施)

資料編

宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会設置要綱

平成 18 年 7 月 1 日

告示第 120 号

(設置)

第 1 条 宇城市障がい者計画・宇城市障がい福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり意見を聴くため、宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 当事者
- (5) その他市長が認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを選任する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の召集は、市長が必要に応じて行う。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日告示第 111 号）

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会名簿

平成 30 年 3 月 31 日現在

所 属	役職名	氏名
熊本学園大学社会福祉学部	講師（元准教授）	◎相藤 絹代
熊本県南部障害者就業・生活支援センター結	支援ワーカー	永井 美帆
宇城市民生委員・児童委員連絡協議会	会 長	御船 信弘
宇城市社会福祉協議会	事務局長	○野田 眞
障がい者支援施設 清香園	施 設 長	後藤 貴行
社会福祉法人 東康会 グループホーム とともに	サービス管理 責 任 者	篠崎 尚子
熊本県くすのき園	施 設 長	上村 彰
特定非営利活動法人 えんぱ	理 事 長	福田 誠治
医療法人社団 明心会 あおば病院法人本部	相談役・顧問	古澤 巖
宇城市身体障害者福祉協議会	会 長	柿本 勝成
宇城市手をつなぐ育成会	会 長	北島 和子
宇城市精神障がい者家族会	会 長	山本 芽
宇城市教育委員会	教育部長	緒方 昭二
宇城市健康福祉部	部 長	清成 晃正

◎委員長 ○副委員長
(計 14名)

策定経緯

回数	開催日	協議内容等
第1回	平成29年8月31日	<ul style="list-style-type: none">・計画の趣旨・策定の進め方、スケジュール
(調査)	平成29年9月12日～29日	<ul style="list-style-type: none">・アンケート調査
	平成29年10月12日	<ul style="list-style-type: none">・関係団体等ヒアリング
	平成29年10月20日、11月2日	<ul style="list-style-type: none">・住民ワークショップ
第2回	平成29年12月22日	<ul style="list-style-type: none">・アンケート調査、関係団体ヒアリング、住民ワークショップ報告・計画骨子案の検討
第3回	平成30年1月25日	<ul style="list-style-type: none">・計画素案の検討
第4回	平成30年3月14日	<ul style="list-style-type: none">・計画案の確定

宇城市第3期障がい者計画

平成30年3月

編集・発行 宇城市 健康福祉部 社会福祉課

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85

TEL 0964-32-1387 FAX 0964-32-0110